

平成24年第6回防府市議会定例会会議録（その5）

○平成24年12月17日（月曜日）

○議事日程

平成24年12月17日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1番	高 砂 朋 子 君	2番	久 保 潤 爾 君
3番	山 田 耕 治 君	4番	吉 村 弘 之 君
5番	橋 本 龍 太 郎 君	6番	木 村 一 彦 君
7番	山 本 久 江 君	8番	安 村 政 治 君
9番	上 田 和 夫 君	10番	田 中 敏 靖 君
11番	和 田 敏 明 君	12番	藤 村 こ ず え 君
13番	清 水 浩 司 君	14番	重 川 恭 年 君
15番	安 藤 二 郎 君	16番	山 根 祐 二 君
17番	山 下 和 明 君	18番	河 杉 憲 二 君
19番	三 原 昭 治 君	20番	今 津 誠 一 君
21番	平 田 豊 民 君	22番	中 林 堅 造 君
23番	田 中 健 次 君	24番	松 村 学 君
25番	行 重 延 昭 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	副 市 長	中 村 隆 君
教 育 長	杉 山 一 茂 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
上下水道事業管理者	浅 田 道 生 君	総 務 部 長	阿 川 雅 夫 君
総 務 課 長	末 吉 正 幸 君	財 務 部 長	持 溝 秀 昭 君
生 活 環 境 部 長	柳 博 之 君	健 康 福 祉 部 長	清 水 敏 男 君
健 康 福 祉 部 理 事	江 山 浩 子 君	産 業 振 興 部 長	吉 川 祐 司 君
土 木 都 市 建 設 部 長	金 子 俊 文 君	入 札 検 査 室 長	福 田 一 夫 君
会 計 管 理 者	亀 重 正 勝 君	教 育 部 長	藤 井 雅 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	堀 浩 二 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 光 之 君
監 査 委 員 会 事 務 局 長	永 田 美 津 生 君	消 防 長	永 田 眞 君
上 下 水 道 局 次 長	大 田 隆 康 君		

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 徳 永 亨 仁 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

午前 10 時 開 議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

11 番、和田議員、12 番、藤村議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、先週に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、19 番、三原議員。

〔19 番 三原 昭治君 登壇〕

○19 番（三原 昭治君） おはようございます。会派「絆」の三原昭治でございます。通告に従いまして 2 点について質問いたします。

まず 1 点目は、市が建設を計画している「山頭火ふるさと館」（仮称）の建設用地について質問いたします。

9 月議会で市が提示した建設用地について、駐車場も十分とれないなど、いわゆるウナ

ギの寝床のような形状から、議会で予算を修正し、新たな用地を検討するように要望しましたが、この議決の結果を受け、他の候補地を検討されたのかどうかお尋ねいたします。

また、「山頭火ふるさと館」の建設を切に要望されている山頭火ふるさと会の会員の方も、用地について、十分とは言えないと言われておられる方もあります。また、市の提示した用地について、ふるさと会に、生誕地にもっとこだわるべきだ、場所が狭いのではないかなど意見も届き、必ずしも市民の意見が賛成一色でないことは承知してましても述べられております。ベストな施設を建設するために、再度、新たな用地を検討すべきと思いますが、お考えをお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 19番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします前に、御発言の「いわゆるウナギの寝床のような形状」との御発言でございましたが、土地の所有者のお方の御心情を考えますと、適切な表現ではないと私は思っております。あの地域は旧萩往還山陰・山陽道に面した土地の形状におきまして、伝統的な町屋風のものでございますので、地権者の方々のお気持ちを考えますといかがなものかと。2年ぐらい前から議会ではよくこのような表現がされておりますが、御注意いただきますようお願い申し上げます。

それでは、御質問にお答えいたします。

種田山頭火は日本を代表する自由律俳句の俳人として、小学校や中学校の教科書にも掲載されるなど、今や全国の子どもから大人まで、多くの人に知られるようになり、また、山頭火が詠んだ句は多くの人に愛され、親しまれておりますことは、既に皆様よく御存じのとおりでございます。

そのように、全国的に有名な山頭火を顕彰し、山頭火に親しむため、今月1日と2日には防府市地域交流センター「アスピラート」におきまして、全国各地から山頭火ファンをはじめとした多くの皆様を山頭火のふるさと防府に6年ぶりにお迎えし、「第21回全国山頭火フォーラム」が盛大に開催されましたことは、議員の皆様方も既に御存じのことと存じます。

熱心に山頭火を顕彰しておられる山頭火ふるさと会の方々や、今回、全国山頭火フォーラムだけではなく、今まで御来訪された全国の山頭火ファンや多くの市民の皆様から、山頭火の生まれた防府市に「山頭火ふるさと館」をつくってほしいというたくさんの御要望をお聞きいたしておりましたので、平成18年と平成22年の市長選挙におきまして、「山頭火ふるさと館」の整備を公約に掲げ、2度にわたり市民の皆様のお支持をいただけてきたところでございます。

そのような中、「山頭火ふるさと館」の整備に向け、平成19年と平成20年には、山頭火ふるさと会の皆様と建設場所や運営方法等について協議を行いまして、平成21年には、山頭火ふるさと会をはじめ関係団体から、推薦委員や一般公募委員などからなる（仮称）「山頭火ふるさと館」設置検討協議会を設置いたしまして、6回にわたって基本理念や基本的な機能等について御協議いただき、平成22年1月に（仮称）「山頭火ふるさと館」基本構想報告書を取りまとめたいただきました。

また、平成22年には、庁内において建設場所や建物の規模等について検討を重ねるとともに、議員の皆様には昨年5月の市議会全員協議会におきまして、これまで協議・検討した内容を御説明し、また市議会にも設置されました「山頭火ふるさと館」検討協議会においても、これまで5回にわたり御協議いただいていたところでございます。

こうした経緯を踏まえまして、現在、「山頭火ふるさと館」基本計画の策定を進めており、8月下旬には市議会総務委員会と市議会の第5回「山頭火ふるさと館」検討協議会におきまして、基本計画の中間案について御説明し、御協議いただいたところでありまして、御意見いただいた内容をもとに、修正しながら、本年度中には基本計画を策定する予定で作業を進めているところでございます。

この基本計画の中で、「山頭火ふるさと館」の基本的な考え方として、2つの施設テーマを掲げております。

一つは、誰もが気軽に訪れ、山頭火の世界に親しみ、ここを訪れたら山頭火に関するあらゆることがわかり、山頭火を通して交流できる山頭火のふるさと防府にしかできない「全国随一の山頭火の顕彰・交流施設」にすること。もう一つは、山頭火は自由律俳句の日本を代表する俳人でもありましたことから、多くの人が自由律俳句に親しみ、自作の句を通して交流することができる「自由律俳句の一大拠点施設」となることの2つを施設テーマといたしております。

加えて、観光振興の観点から申しますと、「山頭火ふるさと館」には、山頭火ファンだけでなく、山頭火を知らない方にも、ぜひ多くの方にお立ち寄りいただきたいと考えておりまして、多くの観光客の皆様がお越しになる防府天満宮やまちの駅「うめてらす」などとの相乗効果が得られ、また滞在時間の増加による経済効果も期待できる場所といたしまして、「歴史を活かしたまちづくり」による修景整備等を行っている旧山陽道、史跡萩往還や山頭火が松崎小学校に通っていた「山頭火の小径」に接し、宮市本陣兄部家に隣接する場所に建設することによりまして、今以上のにぎわいの創出につながるものと考えております。

また、もともと国の史跡に指定されておりました書院以外の全ての部分について、この

たび国の史跡萩往還に追加指定されました宮市本陣兄部家が、今後、復元・整備されれば、防府天満宮から「うめてらす」へ、そして、「うめてらす」から「山頭火ふるさと館」へ、そしてさらに宮市本陣兄部家へと、あるいは、「山頭火ふるさと館」に訪れた方が、「うめてらす」や防府天満宮、そして周防国分寺などへと、大きな人の流れが生じ、天神門前のにぎわいの創出につながるものと考えております。

したがいまして、「山頭火ふるさと館」の建設場所は、多くの方がお越しになる、まちの駅「うめてらす」から見える位置にあります、また気軽に歩いて行くことのできる宮市本陣兄部家に隣接する場所が最適地であると考えておりますので、「山頭火ふるさと館」を建てる場所はここ以外にないものと確信しております。

議員の皆さんの中には、上天神町にある空き地や八王子のアパート用地を御提案されている方もおられるようございますが、私は、「うめてらす」から余り離れた場所に建設すると、せっかく多くのお客様がお越しになっている「うめてらす」から、わざわざ歩いて「山頭火ふるさと館」に行かれるとは思えません。また、そういった場所に駐車場を備えた「山頭火ふるさと館」を整備すると、「山頭火ふるさと館」に車でお越しになられた方が、逆に、「うめてらす」、天満宮等に歩いて行かれたりするとは思えません。

何度も申しますが、幸いにして地権者の皆様の御協力が既に得られております宮市本陣兄部家に隣接する場所に「山頭火ふるさと館」を整備することにより、多くのお客様にぎわっているまちの駅「うめてらす」や、多くの観光客の皆様がお越しになる防府天満宮と連携を図り、そして回遊性を高めることにより、天神門前かいはのさらなるにぎわいを創出することができるものと確信しております。「山頭火ふるさと館」の整備により、にぎわいが高まれば、次は民間のお土産物店やお食事店などの皆様に頑張ってもらい、さらなるにぎわいの創出につなげていけるものと思っております。

まずは、今日まで、議員の皆様や山頭火ふるさと会をはじめとした関係者の皆様と、長年にわたって協議を重ね、熟度を高めてまいりました「山頭火ふるさと館」を、今こそ御提示申し上げている場所に整備を進める時期に来ているものと思っております。

ことし8月にはモントリオール世界映画祭で特別賞を受賞しました高倉健主演の映画「あなたへ」が上映されました。映画を見られた方もおられるかと思いますが、映画の中で山頭火の句が幾つも紹介されており、改めて山頭火の句が全国で認知され、高く評価されていることがわかり、私も市民の一人として、とても感慨深く映画を鑑賞した次第でございます。

また、長編劇映画「山頭火」の制作準備も着々と進められており、間もなく映画づくりが始まるとお聞きしております。さらには、今年3日には山頭火生誕地跡におきまして、

山頭火ふるさと会をはじめとした関係者の皆様や多くの山頭火ファンの皆様の御列席のもと、山頭火生誕130年という節目の「山頭火生誕祭」が行われました。

このように、全国で注目を浴び、大いに機運が高まっている時期に、また、山頭火生誕130年という節目の年に、ぜひとも「山頭火ふるさと館」の整備をスタートさせることにより、山頭火のふるさと防府を全国にPRする絶好のチャンスであると考えておりますので、議員の皆様のお理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） それでは再質問をさせていただきます。

提示された場所が最適だということで、再度検討するお考えはないという答弁でございました。ここに至るまでにいろいろ、るる説明がございましたが、候補地として何点ぐらい候補地を挙げられたのか、その候補地でどういう点がよくなかったのか、簡単でいいですからちょっと説明してください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 「山頭火ふるさと館」の建設予定地としての候補地をどのぐらい検討したかということですが、これ、これまでも委員会あるいは議会のほうにもお示ししておりますが、当初8カ所程度を検討いたしました。これは、冒頭市長が申しましたように、「うめてらす」あるいは防府天満宮、ここからそう遠くない地域で8カ所を検討したというところでございます。

その中で今、どういったところを基本にということでしたが、「うめてらす」に近くていわゆる相乗効果が出てくる場所。また、今、門前という形の中で旧萩往還また旧山陽道を整備しているところでもございまして、そういった整備等あわせて「山頭火ふるさと館」を建設することによりまして、また一層そのあたりが文化歴史のゾーンとして活性化されるということを目的とした中で検討してまいりました。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 約8カ所程度、いろいろ検討されたということですが、今、まちの駅「うめてらす」というのが上がっています。「うめてらす」を建設する際に駐車場が必要だということで、周辺の数カ所を検討されました。そしてその駐車場に、現在、今「うめてらす」の目の前にある駐車場に決定されたわけではありますが、その検討の際、今回、建設用地として提示されている場所も検討されたことがあるはずですが、いかがですか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 産業振興部でございます。「うめてらす」を建設するに当たりまして、当初、現在の「うめてらす」の敷地の中で駐車場を設けるという設定をしております、議会との協議あるいはいろんな方の御意見をいただく中で、駐車場が不足しているという御意見をいただきまして、周辺、検討した記憶はございます。（「どこを検討されたのか」と呼ぶ者あり）私がちょうど担当の課長でしたが、具体的にそこを、あそこをという記憶はちょっとあんまりないんですけれども、あの周辺を検討しておりますので、検討はしているとは思いますが。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） これはある担当の職員2人に聞きました。自分たちはメジャーも持ってちゃんとはかりに行ったということです。ちゃんとはかって、いろいろ検討もしたと。それであそこは形状的によくないと。駐車場をつくるなら斜めにしかとめられないということなど、駐車場に適してないということで、不適格であるという結論が出たと。2人の担当職員さんはそのように、同じことを申されました。

駐車場でさえ不適格になった用地に上物を建てるというのは、どうも私の頭の中ではなかなか考えられないことございまして、多分、一般の方も恐らく同じような感覚になるのではないかと。駐車場として候補地の一つとして挙げて調査したところ、それが不適格になったところが今、建設用地として提案されているということです。

さて、よく昔から、ある事を起こしたときに、問題が壁に直面したときには原点に戻れと言われております。それでは少し原点に戻って質問させていただきます。

まず、現在、アスピラートにある「山頭火の部屋」についてお尋ねいたします。この「山頭火の部屋」はいつ、何の目的で設置されたのですか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） お答えいたします。

アスピラートの「山頭火の部屋」につきましては、平成10年10月にアスピラートが開館いたしましたときに、山頭火をイメージする部屋としてオープンいたしました。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） それで、展示資料等についてはどのような内容になってますか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） この山頭火の部屋の中の展示資料につきましては、ほとんどが山頭火ふるさと会がお持ちになっていらっしゃる資料で、写真とか関連書籍あるいは

色紙、そういったものでございます。ほかに市が設置いたしましたのは俳句の短冊、山頭火の句を記した短冊を設置しております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） それで「山頭火の部屋」ですが、どこが主体になって維持管理またはそういう運営を行っているわけですか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 今の運用管理につきましては、アスピラートの指定管理者でございます公益財団法人文化振興財団に管理をお願いしております。

○19番（三原 昭治君） 今はね。だから開設当初から。指定管理になるまで。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 山頭火ふるさと会の方と19年、20年協議してきた中でお聞きした話ということでお話をさせていただきますが、当初、平成10年にアスピラートの中に山頭火を記念する部屋を設けたいということで、山頭火ふるさと会と協議してきて、その時点では、山頭火ふるさと会の皆様に維持管理等々もお願いするというような形で進めてきたんではなかったかと、そのように考えております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 山頭火ふるさと会の方が、9月か10月だったですかね、意見聴取をさせていただいた中で、その部屋についてはどこがどうなっているか私たちは全くわからないと、どこが管理してるかわからないと、運営はよくわかりませんという御回答がございました。よく、答弁はしっかりしていただきたいと思います。

それで、去年は国体もあり、そして「山頭火ふるさと館」を建設するという計画も打ち出され、これは議会からの提案で、せっかく人が来られるんだから、企画展を開催したらどうかということで、企画展が開催されました。そうたくさんの人ではなかったよということ聞いておりますが、その企画展をやる以前、開設から、だから、平成10年だから、13年間にわたって、来館者の動向をまず教えていただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） まずちょっと、さきの議員の御質問で「山頭火の部屋」の維持管理の件でございますが、そういった山頭火ふるさと会の方の維持管理もお願いする中で、結果的には行政のほうで管理をしてきたというところでございますが、御協力が得られなかったというところもございます。

それと今、国体中の企画展の話でございますが、10月1日から24日までの間、アス

ピラートが休館のときを除いて21日間、企画展を開催いたしました。ここにはパネルとか俳句を検索したり、あるいは印刷できるようなコーナーを設けて企画展を開催いたしました。1,175名の皆様に御来場いただいたところでございます。

また、平成10年にできてから、これまでどのような企画展をとというようなことでございましたが、こちらにつきましては、「入館者は」と呼ぶ者あり）入館者につきましては、年によって若干の差はあろうかと思えますけれども、大体五、六百名程度ではないかと推測いたしております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 五、六百名程度と今、言われましたが、ちゃんとカウントされてるわけですね。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 御存じのようにこのアスピラートの中にあります「山頭火の部屋」は1階の市民スペースの中の一角に置いてあるわけでございまして、そちらのほうに出入りされる方のカウントというのはできてない状況でございます。ですから、アスピラートにお越しになる、1階多目的ホールにお越しになるような方がどのぐらいいらっしゃるかということで、今、お示したところでございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） じゃあちゃんと調査してないと言われたらいいじゃないですか。ほかの施設に対して、そこに来られるからそうだというのも大変何かおかしい話には聞こえております。

それと、「山頭火の部屋」の中に俳句1万点を検索できるという機器2台があります。そのうち1台は故障し、随分長い間、モニター部分を白いベニヤで覆って放置されたままでした。最近、指摘を受けて——最近ですか、去年指摘をしました——受けて、検索機の前にパーテーション、つまり、つい立てを置き、隠すようにしてありますが、どうして修理をされないのですか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） ただいま議員御指摘のように、山頭火の句を検索するパソコンが2台ありまして、1台は今故障しております。故障した当時、修理を考えて、見積もりをお願いしたわけですが、パソコンだけを修理するのではもう修理できないと。かなり古くなっておりまして、中のソフトがもう修理に対応できないということで、全面的に更新する必要があるということで、その費用がかなり高額に見積もられておりました。その当時、もう既に「山頭火ふるさと館」の計画が進んでおりましたので、もうその1台に

についてはもう修理しないで、当面1台で対応するという事で現在に至っているものでございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） その当時、もう「山頭火ふるさと館」の建設が打ち出され、進んでいたというような御答弁ですけど、それ以前から壊れてるんですよ。だから私は何年から壊れているのかと。維持管理をちゃんとされてるんでしょう。市のほうでされてるはずですよ。ちゃんと教えてください。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 最初に故障が発見されたのは平成20年でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） それで、多額な修理費がかかるということを申されましたが、どのぐらいの見積もりが出ましたか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 当時約300万円という見積もりが出ております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 言われることが皆さん何か違うんですよ。総務委員会で言われたときは400万円以上かかると。今度300万円程度という。これはあれでしょ、検索機だけを直すだけのお金じゃないでしょう。通常、今、このようなシステムぐらい幾らでもできますよ、検索システムぐらい。それで検索の読み仮名、年代、キーワードの3種類から検索できる、単純にそれだけの検索機ですよ。検索機だけを直すより、新たにパソコンでつくってもそんなに大したお金はかかりません。ほかに何か付随したシステムをつけようとするからそうなってるんじゃないですか。どうですか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） そのとき見積もりしたのは、あくまで、そのときの機能をきちんと発揮できるようなシステムを復元するとすれば幾らかかるかということで見積もりをお願いしておりますので、そうすれば、そのときの見積もりで約300万円かかるという見積もりでございました。

○19番（三原 昭治君） いやだから、そのシステムの中身なんですよ。

○教育部長（藤井 雅夫君） 当初の機能が句の年代別の検索、それから読み仮名の検索、それからキーワードの検索、キーワードと申しますのは、例えば春とか、そういった検索ができるという機能でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 今、言われたのは、私がさっき言ったことと全く同じことじゃないですか。これに印刷機等々をつける見積もりを出したんでしょう、じゃないですか。——いいですよ。それで、金額が高いと何か思わせるような、だから直さなかったんだというようなニュアンスで、議会もそのように受け取りがたいんですが。

しかし、今これほど山頭火、山頭火、山頭火、文化そして芸術、文化、観光等々に物すごく必要なんだと、先ほど市長も言われた2期の選挙で公約にも挙げてると。これほど必要なものなら、300万円かかろうが、500万円かかろうが、1,000万円かかろうが直すべきじゃなかったんですか。どうして直さなかったんですか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 先ほど申し上げましたが、2台あるうちの1台が故障したということで、1台はあるということと、新しく「山頭火ふるさと館」をつくった際には、いろんな展示物をその際につくるということの中で、総合的にどういうものが必要かということを検討すべきであるということ、そのままにしておるといふ次第でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 何かおかしな話ですよ。あそこに故障のまま置かれた状態を私、写真撮っとけばよかったですよ。もろにむき出しで、モニターに白いベニヤ板で覆いをしてある、かぶしてある。その程度のものなのかなと。山頭火というのはその程度のものなのかなと、私はすごく感じまして、市民の方からもそういう声も聞きました。

この後、またちょっと質問しますが、昨年秋に、市内の観光、先ほど観光の振興ということで申されましたが、その振興の一つとして、観光バスが運行されることに、当然、この観光バスのコースの中に山頭火の生誕地、ましてや「山頭火の部屋」も入っていると思いますが、いかがですか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 観光バスのコースでございますけれども、観光バスのコースは、基本的には、今、行っておりますのが国分寺、——天満宮はもちろんでございますが、国分寺、それから毛利氏庭園、毛利博物館（「入ってるか入ってないかでいいです」と呼ぶ者あり）入っておりません。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） これほど山頭火、山頭火と、大きな話題になっているのに、どうしてこの観光バスのルートに生誕地が入っていないのかと、不思議に思うのは私だけでしょうかね。本当に何か、言われること、やられることがちぐはぐちぐはぐのような気がしてなりません。

それからこの「山頭火の部屋」、私も多くの人たちにいろいろ聞いて歩きました。同僚議員も聞いて歩きました。知らないという方が物すごく圧倒的に多いのには驚きました。そこでお尋ねしますが、この「山頭火の部屋」、この大切な山頭火のイメージした部屋、市民に向けて、そして全国に向けて、どのようにPRされてきたのか教えてください。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） PRということになりますと、残念ながら特別なPRというものは今までしてこなかったというのが現状であろうかと思えます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） それともう1点、去年の企画展を除いて、過去開設から13年間、展示物の入れかえ、そして特別展ないしは企画展、どのように、何回行われましたか教えてください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 「山頭火の部屋」の様子がえといいますか、企画展とかもやってきたかということでございますが、実はあの中に短冊等も飾ってるわけございまして、この短冊等の入れかえといいますか、四季折々におきまして入れかえ等々をやって、来られる方に見ていただくということはやっております。そのほか、企画展ということは特に、先ほどもちょっと申しましたけれども、やっていないと考えております。やっておりません。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 短冊をかえたと、本当わずかな話でありまして、展示資料の入れかえというか、そういうこともしてない、企画展もしてない、PRもしてない、故障した検索機はそのまま放置しておくというような、このような十分な維持管理ができずに、新しい立派な館をつくって、適正な維持管理ができると私は思いませんが、いかがですか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） いろいろ議会のほうでも、これまで「山頭火の部屋」につきましては、周知ができてない、あるいは山頭火を十分に発信してないということで御指摘もいただいているところでございます。そうした中で、先ほど市長、申しましたが、改めて「山頭火ふるさと館」をしっかりとした場所につくって、そして山頭火の小径、あるいは「うめてらす」、そういったところの周辺整備をしながら、今後、山頭火を全国に発信していくという形にしたいと、今、考えているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 何とも奇妙な答弁だなと思えますよ。いけないから新しいも

のをつくっていけないことを解消するというのは、大変何かおかしい話ですね。いけないと言われたら、いけない部分をきちんと改善して、そして対応してみるということが私は通常じゃないかと考えますが。それで、ここの「山頭火の部屋」ではなぜいけないのか、教えてください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 「山頭火の部屋」でいけないということではございませんが、「山頭火の部屋」はこれまで検証してきた中で、やはり場所的になかなか市民の方にアピールするところに来てないというところがございます、これをどうするかというところを検討する中で、新たな「山頭火ふるさと館」を今言いましたところに設けまして、こちらできちんとした発信をしていくべきではないかということでございます。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 総務部長の言葉をちょっと補足いたしますが、アスピラートの中の「山頭火の部屋」は、山頭火ふるさと会の方々の気持ちとは違うものがあそこにはあるということが一つ。それから、山頭火を発信していくには、それには余りにも手狭で、狭隘な状況の中につくられてしまっているというようなことの中から、山頭火ふるさと会の今の会長よりも、その前の会長、あるいはその前の会長から、強く、別なしっかりした場所で山頭火を発信してほしいと、こういう強い要請を受けたものに私がお応えをして、そして、安易に箱物をつくっていくようなことをしてはならないということの中で、まずは市民にお問いかけをし、公約に掲げて、平成18年、掲げて、そしてまちの駅「うめてらす」と「山頭火ふるさと館」ということで公約に掲げて、議会でもいろいろありましたが、「うめてらす」のほうはようやく建設という形になり、今日の隆盛を見ているわけがあります。

残念ながら、「山頭火ふるさと館」については、時間が、既にあれから6年以上経過をしてきたと、十分議論もし尽くしてきていることでありまして、今さらまた本市の文化施策の不備や不足をあれこれあげつらったところで、どうにもなることではないわけでありまして、そうした反省をもとに、よりすばらしいものを建設していこうという、建設的な議論の中に議員もお入りをいただけたらと、そのように思っておるところでございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 場所的にアピールできないとか、市民に対して顕彰においてアピールできないと。PRも何もしてないのにアピールもへちまも私はないと思います。

それと、私は山頭火が好きです。山頭火の句は大変心を打たれます。だから私が言うのは、冒頭にも申しましたが、山頭火の建物を建てるなどは言うておりません。その建

てる前段にあって、今あるものが大事にできないんでどうするんだということも、これもやはり検討協議の中に十分入れてやるべきであります。よりいいものと言われましたが、よりいいものをつくるためにはより協議・議論を重ねることが、よりいいものが私はできものだと思っております。

さて、先ほど御説明を受けました平成25年から29年度の中期財政計画の主な投資額、投資的経費で、「山頭火ふるさと館」、5億円という数字が上がっております。全体的に「山頭火ふるさと館」、どのぐらいの総事業を考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） この「山頭火ふるさと館」でございますが、ただいま基本計画策定中でございます。最終的な額ではございませんことを前置きして御答弁申し上げます。建築工事で約3億円前後要るのではないかと。設備も含めて、周辺工事も含めて約5億円というような形の中で、財政当局と協議してるところでございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） それで維持管理費、ランニングコスト、これをどのぐらい見込んでいらっしゃいますか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） こちらのほうにつきましても、今、基本計画策定中でございます。詳細ではございませんけれども、収入と歳出ということで検討いたしております。収入では約1,000万円ぐらいは確保したいという計画でございます。また、支出につきましては、人件費等々も要りますので、運営管理も含めて3,000万円ぐらいは要るのではないかと。収支で2,000万円ぐらいの経費がかかるというふうな計算を大きくはしております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 収入で1,000万円ということは入館者等の入館料と考えられますが、入館者の数をどのぐらい想定されておりますか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） これも議会のほうでいろいろ御答弁はさせていただいておりますけれども、他館といたしますか、こういった記念館、文化館といったものが全国にもたくさんあるわけでございます。そうした中で、大体2万人から3万人、こういったところが中間どころではないかなと、平均的なところではないかと考えております。

そうした中で、これまで議会のほうにお示しした数字でございますけれども、私ではご

ございませんけれども、一応これをちょっと上回るような数字で、5万人ぐらいは入館していただきたいというような希望的数値を御報告したことはございます。ですから、二、三万人以上は入館していただけるように努めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 5万人といえれば一月4,000人強ですね。そして他のそういう施設と見比べて、数字を今概算的に出されてるということで、もっともっと緻密な、総額5億円、概算ですけど5億円を予定されてるということですが、先ほども聞きましたアスピラートの「山頭火の部屋」にどのぐらいの人が来られるのかと、それも把握していない。そして先ほど申しましたが、内容的にも、十分な対応もとっていないということですが、5億円も投資するに当たっての前段と申しますか調査といいますか、大変これは民間では私は考えられないような事業が今から展開されるのかなというように思っております。

さて、建設用地に戻りますが、これまで議会側から、先ほど市長もちょっと壇上で説明もされましたが、山頭火の生誕地に隣接する県立総合病院の官舎跡地、また解体される八王子住宅の跡地、らんかん橋近く、表参道の駐車場と、いろいろ代替案が出されています。ということは、市長が先ほど申されましたが、私たちは何もつくることに反対をしてるわけではありません。よりベストなところにベストなものをとるという観点から、このようなお話をしてるのであります。

そこで、私もいろいろと二、三当たってみました。まず最近、上天神商店街内に、名前を出していいのかわかりませんが、吉末ガラスというガラス店さんがございまして、その南側に約500坪の土地が出ております。ここならば市長が言われる観光と文化の振興に加え、商店街の活性化にも私はつながるものではないかと思っております。

また、市長が20年、30年を見据えた市政運営とよく申されますが、その観点から考えると、既存の施設の活用ということで、これ、適化法の絡みがあると思いますが、「うめてらす」の飲食施設、これはずっと2年数カ月運営された方がやむなくやめられ、今、公募して、3者ほど何か申し入れがあるということですが、ここの活用、そうすれば2年半で100万人を突破するほどの入館者ですから、5万人の入館予定どころではなくなるのではないかと私は思っております。

それに、以前、議会でも指摘しましたが、デザインプラザ1階のいわゆる又貸しを容認している飲食スペース、公共施設を無償で貸すなど、私は言語道断だと思っておりますが、この大事な市民の財産とも言えるものを、ここを活用してはどうかと。そうすれば最小限

のコストで対応でき、20年、30年を見据えた市政運営の実践ケースになるのではないかと考えております。

これに対しての答弁はもういいです。先ほどから市長は、もうあそこがベストなんだということをおっしゃいますが、まあ、しょせん、不完全な人間同士がすることです。100%ということはありません。だから協議・議論、徹底した協議・議論が必要なんです。

先般も本会議の質問で、対立についての質問がありましたが、市長は対立してると思っていないと答弁されました。私も同様に対立してるとは思っていないです。しかし、市民の皆様からすれば、このような否決案件を精査も何もしないで、同じ議案の提案を繰り返す、この事態こそが対立に映るのではないですか。私はそのように考えております。

整理しますが、「山頭火ふるさと館」の建設については、議会側は反対はしておりません。その点では執行部と議会側は一致しているわけです。しかし、その建設用地で、今、合意が見られないのが現状です。市長は対立してないと言われるのなら、まあ、かたくなに固執せずに、もっと協議を行い、議論を行い、お互いが知恵を出し合って、山頭火にふさわしいもの、山頭火らしいものなど、よりベストに近いものを目指すべきだと私は考えております、ということをおっしゃって、この項の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 続いてどうぞ。

○19番（三原 昭治君） 次に、2点目の自治会・町内会に対する補助金・助成金制度について質問いたします。

市が今年度から自治会・町内会に対する補助金・助成金制度で、集会施設の建設、改修に対する補助率と補助額を改正されましたが、その具体的な内容をお尋ねいたします。

また、コミュニティ協議会の設立を目指す中で、拠点となる集会施設に対し、さらなる制度の拡充を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 執行部の答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） それでは、自治会・町内会に対する補助金・助成金制度についての御質問にお答えいたします。

現在、本市には256の自治会・町内会があり、防犯、防災、環境問題等について、地域のコミュニティ……（「ちょっと時間が足りんから、さっきお尋ねした部分だけでよろしいです。前段はよろしいです」と呼ぶ者あり）市民の方にわかりやすく説明したいので、すみません、よろしくお願ひいたします。そのため、市では、自治会・町内会の活動拠点である自治会館の整備について新設、改修に係る補助制度を設けているところでございます。

この自治会館の補助制度につきましては、昭和35年に創設した制度でございますが、

平成3年度以降は補助率、補助限度額を20年間据え置いておりました。このたび、県内他市を参考に見直しを行い、補助率、補助限度額を引き上げたところでございます。なおその間、平成19年度には自治会館の新設及び改修に加え、既存の住宅の取得の場合も補助の対象とする見直しを行っております。

今年度、見直しした内容でございますが、自治会館の新設または改修に係る経費に対する補助率を、これまでの4分の1から10分の4に引き上げました。また新設の場合の補助限度額をこれまでの250万円から350万円に、改修の場合の補助限度額をこれまでの70万円から100万円に引き上げたところでございます。

補助の対象は従来どおり、自治会館本体の建設工事費及び改修に係る事業費であり、用地費、造成費、工事雑費及び補償金等は除外対象としております。なお、改修の場合は事業費が30万円以上のものを対象としております。

議員お尋ねの改修の場合の具体的な補助内容につきましては、自治会館の屋根、外壁、天井、床、壁などのほか、トイレの水洗化に伴う改修工事に係る事業費がでございます。なおエアコン、テレビなどの電化製品の単独での設置に係る費用は対象外としております。

現在、自治会館は市内に約150あり、昨年度まで過去15年間において21件の新設、65件の改修に係る補助金の交付申請がございました。これまでの補助金交付状況につきましては、旧制度に基づき交付した自治会館の新設に係る補助金21件の平均補助額が206万3,762円、そのうち補助限度額の250万円を交付したものは15件でございます。

また、旧制度に基づき交付した自治会館の改修に係る補助金65件の平均補助額は31万5,138円でございます。そのうち補助限度額の70万円を交付したものは5件でございます。

今年度、新制度に基づく補助金交付状況につきましては、自治会館の新設に係る補助金が1件、これについては補助限度額の350万円を交付いたしました。また、自治会館の改修に係る補助金は4件ございまして、その平均額は71万6,750円でございます。

(「件数までは聞いてないですよ」と呼ぶ者あり) 通告の中で聞き取りをしております。

現在、本市では新たな地域コミュニティ組織の構築に向けて取り組んでいるところでございますが、地域の活動拠点は市内15地域に設置してある公民館を想定しております。自治会・町内会は、新たなコミュニティ組織を構成する団体の一つであり、地域づくりに主体的に取り組んでおられる各自治会・町内会の活動拠点は、現在も、将来的にも、自治会館であると思っております。

市といたしましては、地域の皆様が使いやすい自治会館となるよう、その整備に対する

補助制度は今後も継続して行ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上、御答弁申します。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 補助金額、引上率、そして内容見直しは20年間で1件、1件だったのですかね、ということですが、もっと、やっぱりそういう自治会というか地域力を今求められている中で、もっともっと見直しに目を向けるべきです。

さて近年、自治会館、集会所におきまして、子どもさんやお年寄りの方が敬遠されるということをよく耳にしますが、その原因はおわかりでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 私はそういったことを聞いておりませんので、ちょっと、もしあれでしたら教えていただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 担当の方なら、もう少し、そういう自治会に対してもそういうアンケート調査とか、どんどんやって、やっぱりその実態に合ったような制度にしていくためにはそういうこともやるべきでしょう。要するにトイレです。周辺は特にくみ取り方式がほとんどです。それが、お年寄りは足腰が悪い、そして子どもさんは家で洋式トイレになれてるということで、大変怖いということで、行くのが嫌だという方がいらっしゃいます。そこでお尋ねいたしますけど、トイレの改修については、施設内のトイレの改修は補助対象にはなるということをお聞きしましたが、施設外の接続管または水道管等の改修に対する補助対象はいかがですか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 本市の地区公用施設の改修という標準につきましては、種別を設けておりませんので、30万円以上の工事であれば全てが対象となるとしております。ですから今、トイレ改修とか、全て対象となります。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） いや、それはわかるんだけど、お聞きしたのは外周りの接続管、水道管。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 下水ということですか。下水道の接続管の工事も対象となります。いわゆるその敷地の中であればということですがけれども。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） おかしいですね。担当の課でも、そして上下水道課の担当の職員さんも、ならないと言われましたが。なるんですね、なるでいいですね、じゃあ。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 下水道の管の接続につきましては、いわゆる公共側で、その敷地の中、30センチぐらいですか、そこまで引くはずでございます。そこに接続される工事につきましては、その自治会館の敷地の中でございますので、工事対象になります。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） それならいいです。敷地の中であるんですね、敷地の中では。いいですね、それで。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） ですから配管をされて、いわゆるトイレを水洗化されるという工事であれば対象になります。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） それならよろしかった。それで質問はいいんですけど。ならないと聞きました。山口市はちゃんと施設内であれば全て対応してるということでした。そういうことならそれでしっかり、そういうことで悩まれている方にお伝えしましょう。

それと今、バリアフリー化ということで大変今、私は懸念しとるんですが、高齢化の中でもっとバリアフリー化を図るべきではないかということで、先ほど工事費が30万円以上が対象と言われましたが、スロープをつけるなり、そして手すりをつけるなり、そういうものに対して30万円の足かせが、例えば手すり一つつける、ちょっとしたものをつけても30万円いかないんですよ。そういう対応も十分図るべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） この自治会館への補助でございますけれども、一応、これまで県内各市との比較で、定期的に見直す必要があるわけでございます。そうした中で、今、最低工事限度額、これを50万円なり60万円としているところもあるわけございまして、本市の30万円が一概に高いものとは考えておりません。また、大変申しわけございませぬけれども、地元の自治会館の整備でございますから、地元の一部負担というものも当然お願いしたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 時間が来ましたので、これで私の質問を終わりますが、ぜひ、やはりこれから、コミュニティ協議会を設置しようということで、地域の拠点になる施設

です。こういうところには、他市がどうのこうのではなく、防府市独自の対応を十分図っていただきたいということを強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、三原議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、23番、田中健次議員。

〔23番 田中 健次君 登壇〕

○23番（田中 健次君） 「市民クラブ」の田中健次でございます。6期目になります私の第1回目の質問ということで、よろしくお願いいたします。

質問の第1は、自治基本条例施行後の対応についてです。このことについては1年半前、2011年・平成23年6月議会で一度お尋ねをしております。その後、幾分か執行部のほうで努力もされ、進展もされております。そこで今後の対応についてさらにお聞きをしたいということでございます。

前にも申し上げましたが、防府市自治基本条例は平成21年・2009年9月議会で成立し、2010年・平成22年4月に施行されましたが、条例施行後の市の行政のあり方などに大きな変化を感じることができないということでもあります。この点は議会基本条例が昨年4月に施行され、条例に基づき議会報告会や議会懇談会が開催をされ、市民に開かれた議会とする取り組みが進み、また、政策討論会での協議をスタートに、空き家等の適正管理条例を制定する等、議会の政策提言も進んできたことと好対照しているというふうと考えております。

そこで最初に、未整備であった自治基本条例関連の個別条例が制定されたということに伴い、今後、条例の具体化のためにどのように作業を進めていくのかという点についてお尋ねをいたします。

防府市自治基本条例では、「参画の推進」、「意見聴取」、「審議会等の運営」、「協働の推進」について4つの個別条例を新規に制定するということを定めておりました。これらの条例は、自治基本条例をその理念に基づいて実際に運用するために必要な条例であり、これらの条例が制定されなければ、自治基本条例はこれらの条例の分野では具現化されないということになります。

この4つの課題については、防府市参画及び協働の推進に関する条例として、1つの条例としてことしの9月議会で制定をされ、来年4月から施行されます。この条例の施行によって自治基本条例の理念が防府市の行政の隅々まで浸透していくことが期待をされますが、現時点ではもう少し具体的な姿が見えてきておりません。そこで、この参画及び協働の推進に関する条例の施行に当たり、どのようなことを考えておられるのかをまずお尋ね

をいたします。

次に、自治基本条例が第18条に定めている行政評価についてお伺いをしたいと思います。

以前の質問の際にも述べましたが、行政評価とは、自治体の仕事を効率的、効果的に進めるための事業評価をしていくということでもあります。

自治体は民間企業と異なり、利益増大が業績目標とはならないため、自治体の仕事は財務数値だけで評価することはできません。例えば、環境については水質、大気、土壌汚染をあらわす数値のような非財務数値で示されます。つまり、財務数値に非財務数値を加えた評価をし、行政運営の手法として展開していくのが行政評価であろうと思います。

この行政評価について、自治基本条例の第18条で「効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果をわかりやすく公表しなければなりません」と定めており、1年半前の質問に対して、本年度中には何らかの形で公表に向けて実施を図ってまいりたい、こう答弁をされております。

ことし3月末に、平成22年度に実施した事業と施策を対象とした平成23年度の行政評価が公表されました。1年目の取り組みですから厳しく評価をするのは酷かもしれませんが、公表されたこの資料を見る限りは不十分と言わざるを得ない、こういうふうに私には感じられます。

この行政評価は689事業の事務事業評価と41施策の施策評価で構成されていますが、現在の様式では、個別の事務事業について、なぜこの評価になるのかが示されておられません。また、事務事業評価、施策評価とも、ほとんどの事業を肯定的に評価し、評価の甘さということが気になります。執行部として行政評価のこの取り組みをどう自己評価しているのかについてお伺いをいたします。

以上で最初の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 御答弁申し上げます。

まず最初に、防府市自治基本条例施行後の対応として、個別条例の具体化とその取り組みについてのお尋ねにお答えいたします。

御承知のとおり、地方分権改革により、地方自治体が自治体運営を行うに当たっては、自己決定、自己責任が求められるようになり、自治体運営を行う市の果たすべき役割は確実に大きくなってきております。

こうした中、地方自治体が自治を推進していく上でどのようなまちづくりを行っていくのかを明らかにし、自治の担い手である市民等、市議会、行政の三者がそれを共有してま

ちづくりを行うためには自治の基本理念や基本原則のほか、三者それぞれの役割を定める自治基本条例の制定が求められるようになり、これまで多くの自治体で制定されてきております。

こうした中、本市におきましては、平成21年10月に防府市自治基本条例を制定いたしました。この条例において第26条の「参画の推進」、第27条の「意見聴取」、第28条の「審議会等の運営」、第30条の「協働の推進」の各条項は、その具体化を個別条例に委任する形をとっているものでございます。

この条例化に向けての取り組みといたしましては、市民からの公募による委員、各種団体から選出していただいた委員、学識経験者からなる防府市市民参画及び協働の推進に関する条例検討委員会を平成22年に設置し、平成23年11月まで検討協議いただきました。

検討委員会では、その協議の過程におきまして、先ほどの第26条の「参画の推進」、第27条の「意見聴取」、第28条の「審議会等の運営」、第30条の「協働の推進」の各条項については、4つの個別条例としてではなく、参画及び協働に関する一本の条例として制定すべきとの方向性が出され、一本化した形での条例骨子案に関する提言書が取りまとめられたところでございます。

市ではこの提言書をもとに策定した「防府市参画及び協働の推進に関する条例（素案）」につきまして、本年2月27日から3月27日までパブリックコメントを実施し、条例案は本年6月議会に上程いたしました。継続審査の後、さきの9月議会で修正案が可決され、平成25年4月1日から施行予定でございます。これにより、自治基本条例で委任の形をとっていた条項全てが条例として整備され、自治基本条例の実効性が確保されたところでございます。

そこで、自治基本条例施行後の取り組みですが、ただいま議員御披瀝の議会改革につきましては、防府市自治基本条例の第8条に、市民等に対し議会の役割と責務を明確にするため、みずからの基本とする条例を制定するとの規定がございまして、議会提案により平成22年12月に議会基本条例が制定されており、以降、市議会におかれましては議会改革に取り組み、議会報告会や議会懇談会を開催されるなど、より開かれた議会運営に鋭意取り組まれておられまして、今後一層の市民主体のまちづくりが推進されるものと存じます。

一方、行政側の取り組みといたしましては、まずは市民の皆様への周知のため、市広報に条例の解説を連続掲載するとともに、条例の解説書や条例をわかりやすく示した周知用リーフレットを作成し、各出張所や公民館に配置しております。またコミュニティFMを

通して条例制定や施行についてお知らせし、出前講座においても市民の皆様にご説明をするなどの周知を図ってまいりました。

行政運営におきましては、これまでも行政改革をはじめ参画と協働によるまちづくりに種々取り組んできており、自治基本条例制定後におきましては、さらなる市民主体の行政運営を推進する数々の取り組みを行っていく必要がございます。

自治基本条例第13条にあります総合計画につきましては、第4次総合計画策定に当たり設置いたしました公募委員や各種団体の代表等で構成するまちづくり委員会において、前回の第三次総合計画策定時には、委員総数35名のうち公募委員が4名であったものを第四次策定時——今回でございますが、これにおきましては公募委員を10名に増やすなど、一層の市民参画のもとにこの総合計画を昨年3月に策定いたしました。

また、この総合計画には各分野の政策または施策の関連計画及び関連条例を掲載し、目標指数を掲げるなど、市民の皆様にご説明し、どのようなまちづくりを目指し、また選択、集中して取り組むのか、より市民にわかりやすい総合計画の策定に努めたところでございます。今後、この総合計画をもとに行政評価を行いながら、市民主体の行政運営と透明性の確保を図ってまいります。

また、第22条にあります政策法務につきましては、自己決定、自己責任の自治体運営を行う中で、法令の趣旨や目的を適正に解釈し、適切な運営を図っていくことが必要となりますことから、これまで総務課内にあった法令係を本年4月に法務推進課として独立させ、法務推進体制の強化を図ったところでございます。法務推進課では、自治基本条例とそれ以外の市の例規との整合性を図るための確認作業に、現在取り組んでおります。

また、第24条の財政運営に関しましては、自主的かつ自立的な自治体として歩んでいくためには、健全な財政運営が求められますので、実施計画や行政評価と連動した中長期計画を策定するなど、持続可能で効率的かつ効果的な財政運営に努めております。

また、第25条の財政状況の公表に当たっては、市広報への掲載のほか市ホームページに財政に関する情報として、施政方針をはじめ予算決算の状況、財務書類、財政の健全性に関する指標等、多くの情報を掲載しており、主な施策につきましては、その成果報告書も市民の皆様にご説明し、わかりやすく掲載しております。

以上、自治基本条例施行後の行政側の取り組みについて、一例を御説明させていただきました。今後も自治基本条例の基本理念、基本原則に沿って市民主体の行政運営に努めてまいります。

次に、防府市参画及び協働の推進に関する条例制定後の取り組みといたしましては、市民への条例周知を図るため、市広報の12月15日号に条例制定について掲載し、今後も

シリーズとして、条例に関する記事を掲載してまいります。また、各公民館等での説明会の開催や出前講座の開催のほか、条例の解説書や周知用リーフレットの作成も予定しております。条例の解説書につきましては各出張所、公民館への配置のほか、市ホームページへ掲載し、多くの市民の皆様への周知を図ってまいります。

また、参画と協働を推進するため、新たな参画の手法の検討や協働の仕組みの一つである協働事業の提案制度について協議をいただくため、また市民の視点から、参画及び協働に関する取り組み状況を検証していただくため、参画及び協働の推進に関する協議会を設置することとしております。

このたび制定された参画及び協働の推進に関する条例が求めているものは、行政運営を行うに当たり市民参画を一層推進するとともに、これまで行政が担ってきた仕事の一部を市民の皆様にもお手伝いしていただくという協働のまちづくりを推進することにあります。

こうしたことから、まずは、参画と協働の推進に関する条例に定められている協働事業提案制度を設けることで、肥大化した行政サービスの一部を地域に担っていただくこともできるのではないかと考えております。

また、地域で解決できることは地域で解決していただくための仕組みとして、自治会、NPOや各種団体で包括する新たな地域コミュニティ組織の構築を目指し、地域力を高めていただくための組織づくりに取り組んでいるところでございます。

市といたしましては、目まぐるしく変わる社会情勢の中、自治基本条例がその時代に合った条例であり続けるため、また市政への参画と協働によるまちづくりがさらに進むよう、本市の自治の確立を目指し、取り組んでまいりますので、御協力を賜りますようお願いをいたします。

続きまして、自治基本条例施行後の対応の中で、行政評価の取り組みについてどのように自己評価してるかという御質問でございますが、議員御案内のとおり、行政評価とは政策、施策、事務事業といった行政全般において重要な柱となる項目を一定の基準や指標をもって評価し、課題を発見して改善を加えるものでございます。プラン・ドゥ・チェック・アクションのいわゆるPDCAサイクルを行政活動に組み入れ、業務の質を持続的に高めていこうとする取り組みであるとも言えます。

本市におけるこの行政評価の状況についてですが、行政評価の基礎となる事務事業につきましては、新規事業を含め翌年度以降に実施する全ての事業を抽出し、これを必要性、有効性、効率性などの観点から評価をいたしております。

御質問の平成23年度は各課からヒアリングを行い、689の事業について事務事業評価を行いました。また、この689の事業にわたる事務事業評価について、総合計画を構

成する41の施策にまとめ、これらを施策ごとの目標指標に照らし、施策の達成度や施策の有効性なども考慮しながら、施策評価を行っております。平成23年度はこの施策評価に、それぞれの施策の課題や翌年度以降の方向性のコメントを付し、これを行政評価として公表したところでございます。

さて、平成23年度の行政評価の取り組みに対する自己評価はいかがかということでございますが、公表の初年度ということもあり、評価内容や様式等を含め、多くの改善点があると認識しております。議員御指摘のとおり、個別の事務事業について、今後の方向性を決めるに至った過程が、公表した資料では理解しづらいことも種々承知いたしており、こうした点につきましては、今後、市民にとってわかりやすい行政評価となりますよう改善してまいりたいと存じます。

今回の行政評価につきましては、新年度予算の編成前に各担当課が改めて事務事業を検証する機会となるなど、職員の意識向上に一定の効果があったと考えておりますが、今後、検証と改善を重ね、実効性の高いものにしていかなければならないと考えております。

また、事務事業評価や施策評価の大半が「想定どおりに進んでいる」や、「おおむね有効であった」など、甘い評価になっているとの御指摘がございましたが、行政評価を総合計画の進行管理や行政の透明性と説明責任、職員の意識改革や成果重視の事業実施などに活用し、自治基本条例にうたわれる「効率的かつ効果的な行政運営」を実現していくためには、評価基準を見直すなど、より適正な評価につながるよう改善していかなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、途についたばかりの行政評価でございます。今後も広く御意見を頂戴しながら、よりよい評価システムへと進化させてまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） ここまで来るのに18分かかりましたけれども、私の質問6分に対して12分答弁いただいたということでございますが、長い答弁の割には中身が余りなかったというのが印象であります。例えば、自治基本条例の周知だとか、あるいはこういうふうに変ったということでもありますけれども、総合計画の公募の委員さんを4名から10名にしたと、これは確かに前進ではありますけれども。

それからあと、さまざまところで、行政内部で変えておられるとか、進んでおるといようなこともありますけれども、余り市民には見えないところが多いんじゃないかと思えます。そして中には、総合計画の中に関連計画をそれぞれ表示するとか、目標数値を入れるとかいうようなことを、前向きな行政の取り組みとして言われましたが、これは実は

議会との、この総合計画をつくる中で、目標数値はやっぱり具体的に示さなければいけないんじゃないかと、こういう意見が議員のほうからたくさん出されたこと。それから関連計画を総合計画の下に書くということは、これは実は私が、自治基本条例の中で総合計画と個別計画の関係が書いてあるので、これはそういう形で表示をすべきだというふうに議会との協議の中で私が提言したことでありますが、こういうのを人のふんどしで相撲をとると言うんだと思うんですが。もうちょっと、行政として、自治基本条例でどういうふうに変ったかということを見せさせていただきたいと思います。

それで、少し具体的に今後のことについてお聞かせ願いたいと思います。

条例の市民への周知については先ほどの述べられましたので、ぜひそういう形で、公民館での説明会、あるいはさまざまな形での市民への周知をやっていただきたいと思います。それから、協働による事業の提案制度の制定、これについても今後取り組むようなことが言われておりますので、ぜひこれについても形のあるものを示していただきたいと思います。

それで、御答弁のなかったことで、今後、条例を生きたものにするということの中で、各種審議会等への委員構成を見直しするという、こういうことが大きな課題であろうと思います。自治基本条例の議会での修正の協議の中で、もっとこれを、今、例えばいろんな審議会、条例で設置される審議会、要綱で設置される審議会がありますが、条例で設置されとる各種の審議会については、公募の委員を入れてないものもたくさんあります。

それから、公募の委員が入っておりますけれども、例えば行政改革委員会のように、市長が指名する者というような——任命するでありましたかね、そういう形で、その委員の枠が学識経験者であるとか団体代表であるとか、公募の市民であるとか、そういう枠組みも示されてない条例もたくさんあるわけでありまして。こういったものを見直していかないと、具体的な自治基本条例あるいは意見聴取だとか、そういうことにならないと思うんですが、例えばこの審議会の委員構成の見直し、これのためには関係条例を見直すというように必要になってくると思うんですが、こういうものについてはどうお考えでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） ちょっと答弁にお答えする前に、ちょっと私ごとで申しわけございませんけれども、総合計画については自治基本条例にのっとり、市民の皆様の意見、また議会の皆様の御意見を参考につくっていったものでございまして、確かに田中健次議員からもたくさん、いろんないい御指摘をいただきました。そうした中で、建設的な立場の中で、三者が協働してつくったものでございますので、人のふんどし云々ではない

のではないかと申し上げておきたいと思います。

それと、今度、審議会のいわゆる公募委員のことでございます。これにつきましては、審議会等の運営及び設置に関する要綱あるいは指針を持っております。そうした中で、自治基本条例や参画協働の条例の中にありますように、原則として公募委員を増やしていくといった規定がございまして、今後、要綱や指針の中にも、そういった中身の改正を今、しているところでございます。

ちなみに、平成17年から今年度まで、いわゆる公募委員の数は実は倍増しております。第三次の総合計画でもお示ししております変革と参画、こういったものを広く訴えてきておりまして、意識的にも、そういった協議会の中に公募委員を増やすという方向性は変えておりませんで、おかげさまで実態が上がってきたと、このように理解をしております。今後、今、議員おっしゃいますように、ますます公募委員というものは増やしていかなければ、今後も増やしていかなければと考えております。

また、条例等の改正云々でございすけれども、審議会等には先ほど申されましたように、市長の諮問機関であるとか、いわゆる審議会の中で公募の委員を入れてない部分がやっぱりあるわけでございます。そういったところも今後入れていけないかといったところからやっぱり見直す必要はあろうかと考えております。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 確かに総務部長が言われるように、議会も広い意味での市の一つでありますから、そういう意味で私の言い方は不十分だったのかもしれませんが、行政当局がもう少しこの自治基本条例について、その精神を行政の中全体で貫いていただきたいという感じがしてならないので、さっきのような言い方になったというふうに御理解いただければと思います。

それで、公募委員云々の話ですが、確かに公募委員は増えております。言われるとおりです。しかし、例えば環境審議会の条例ですが、そこには公募という言葉が出ておりません。「住所を有する者」という形でしか書いてなくて、その人たちが本当に公募で選ばれるかということが、条例上、きちっと明記されていないわけでありまして。条例で初めて公募ということが明記されたのは、9月議会で制定された、議会が修正した参画と協働の条例、それから、当初は公募委員がなかったですけども、災害対策本部ですか、この条例改正の中で、議会が修正をして、公募というような形のものを入れ込んだのが二つ目だと思います。そういう形で、確かに公募ということが進んでおりますけれども、そういうことがまだまだ不十分だというふうに私は申し上げているわけです。

そしてそういうことをきちっと全体の条例、今、2つほど条例の名前、言いましたが、

多くの条例でそうなっているということですので、この際、この参画と協働の条例の中に、審議会のあり方ということも入るわけですから、その条例の制定に合わせて、市が持つておる審議会に関する条例について、全て見直して、確かにこの中に公募の委員を入れなくてもいいというものもあるかもしれません。あるいは入れたほうがいいというものもあるでしょう。そういうものを全般的に、各課に任せるのではなくて見直してほしいということだけ申し上げておきます。

それから、あわせてもう一つ申し上げますが、総合計画の下にぶら下がる各政策分野における個別計画ということで、この間、幾つかの基本計画について、議会基本条例で議決事件というふうにしましたので、議会で修正をしたりもいたしました。修正の中の 하나가、例えば——あ、これは修正ではありません。事前の協議の中でその計画の進行管理、あるいはその市民への公表ということが漏れておるという形で、それをつけ加えていただいたこともあります。

しかしながら、こういうことがまだ行政内部の中で不徹底でありまして、例えば今パブリックコメントに出されておりますごみ処理の基本計画では、この基本計画の進行管理をどうするのかということがこの基本計画の中に示されておられません。それから、毎年の進捗度について、それがどういうふうに市民に公表されるのかということも示されておられません。こういうようなことでは、今の自治基本条例の精神に反するのではないかと思います。そういったこともぜひ行政の内部できちっと示していただきたい。

これは例えば、どういうふうに自治基本条例の精神に反するかということでもありますけれども、例えば自治の基本原則ということが第5条で言われておりますが、この中では、「市民等、市議会及び市長等は、市政に関する情報を共有する」と、情報共有ということでは言われております。それから、総合計画そのものについては13条ですけれども、市長等は総合計画に基づく総合的かつ計画的な行政運営に努めなければならないと。総合的かつ計画的ということですから、毎年どういうふうに進んでいくかという進行管理というものは重要な意味を持ってくるわけです。個別計画も同じような形で立てられるわけですから、そういったものについては、やはりきちっと今後、書いていくということ、自治基本条例を所管する課から各課へきちっと言っていたいただきたいと思います。この辺、要望に、時間も限られておりますのでとどめますが。

それで行政評価の問題に戻りますが、23年度の事業についての行政評価ですね。23年度にやった事業の行政評価は予算編成前にやってるということなんですが、これについてはまだ公表されていないと思いますが、これはいつ公表されるのか。私は、できれば議会の決算審査に間に合わせるということが一つの形ではないかと思うんですが。それ

でも23年度の事業の評価は25年度の予算にしか反映できわけですね、1年後の。そういうこともありますので、ことしの3月のような形であれば、22年度の事業の評価は、23年度の予算にも、24年度の予算にも反映できなくて、25年度にしか反映できないと、3月に公表したんではですね。だから、その辺の予算との関係で、行政評価はいつぐらいに公表したいという、今年度はいつ公表されるのか、それから今後の考え方について、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今年度の行政評価の公表でございますけれども、市では財政のほうと企画のほうになりますけれども、夏場、8月から9月にかけて、実は実施計画というものを取りまとめてまいります。これは今後3年間の事務事業の見直しも含めて、各課のヒアリングを行うこととなるわけでございます。ですから、各部署におきまして、まずは、それぞれの事務事業の評価、これをこの時期にすることとなります。

そうした、これを受けまして、実施計画を、次年度以降の事業計画を聞く中で、しっかりとその事務事業を評価していく必要がございますので、そういったことを綿々とまとめていきますと、やはり決算委員会あたり、前といたしますか、それまでには何とか作成できるのではないかというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 1年目、2年目というのは現状のような状況ですが、ぜひ、そういう形で前向きに取り組まれるということでもありますので、しっかり進めていただきたいと思います。

行政評価について、私がなぜ重視するかというと、例えば行政評価について書かれたいろんな本がありますが、その中で、行政改革との関係でこういうことがよく言われるわけです。

一つは、これまでの行政改革の手法としては、減量型行政改革であったと。それでは住民のきちっとした要望に答えられないのではないかと、こういうことが言われております。減量型行政評価であれば、基本的には3つぐらいの方法があると。予算シーリング、予算を今までの例えば1割カットするとか、こういうものについて1割カットするとか、これが予算シーリングの考え方でありまして。これでいくと一律公平になるわけですが、本当に住民にとって必要なものの予算までカットされてしまう。要らないものもカットはもちろんされるわけですが。

それからもう一つが、定数削減という考え方にどうしてもなってしまうと。これも一律にある程度カットというふうな形で出てくるということで、どういう成果がその部署で出

るかということが十分に評価されないと。

それからもう一つ、機構改革というのが減量型行政改革の中で出されるけれども、これも同じような形で、つまり住民のニーズに応える、先ほど言われた必要性、有効性、効率性、特に必要性それから有効性というようなことが、こういった行政評価の中でやっぱりということになるんだと思います。そういった点でぜひ、今後取り組みを進めていただきたいということを要望しておきます。

それで続いて、質問の2つ目、今回、災害対策を大きな2つ目の質問に入れております。

平成21年7月の豪雨災害直後の9月議会で、災害対策について、1として土砂災害警戒区域の指定、2、土砂災害ハザードマップについて、3、避難勧告等の判断マニュアルについて、4、避難勧告等の伝達方法、5として防災担当の職員体制、6として自主防災組織の整備、7として佐波川及び柳川、馬刀川のハザードマップ、この7点について、行政の考え方をたしました。

多くのものについては、全て完全ではありませんが、この3年間でかなり前向きに進んできたというふうに考えております。しかし、最初に述べました1番目の土砂災害警戒区域の指定の問題は、これまで具体的に進んでいるようには見えませんので、この問題について、まず、再度お聞きをしたいと思います。

問題は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーン、これの一部を土砂災害特別警戒区域、レッドゾーン、これに見直すよう、山口県に求めるということでもあります。この指定については県の権限でありますので、県に求めるということでもあります。

前回の質問の内容と重なりますが、再度説明をさせていただきますが、防府市では2008年・平成20年3月、山口県によって土砂災害のおそれがある区域として、587カ所が土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンに指定されました。この土砂災害警戒区域のうち建物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域として、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンが定められております。特別という言葉が入るか入らないかではちょっとわかりにくいので、イエローゾーン、レッドゾーンという形で、以後、説明をしたいと思います。黄信号より赤信号という形で類推いただければわかりやすいと思います。

このレッドゾーンの指定箇所は防府市内にはありません。平成21年7月の災害で大規模な被害が出た箇所などは、このレッドゾーンに指定されていてもおかしくはない、こういうふうに私は思っております。しかしこのレッドゾーンの指定箇所は防府市内には1カ所もないわけであります。

隣の周南市では2009年・平成21年の2月と7月で合わせて670カ所のイエローゾーンの指定を受けて、この670カ所のうち653カ所が、その一部について、その中心部分でしょうね、その中心部分についてレッドゾーンの指定を山口県から受けております。

山口市でも2009年・平成21年7月にイエローゾーン474カ所の指定を受けて、このうち306カ所がレッドゾーンの指定を受けております。

山口県は2007年度、2008年度の指定において、防府、岩国、長門、萩、下関、合わせて8,767カ所のイエローゾーンを指定しましたが、レッドゾーンの指定は1カ所もないので、これはつまり、2008年度までと2009年度以降の県の指定方針が変わったということになるかと思います。

3年前の一般質問では、今のイエローゾーンの区域について再調査を行い、レッドゾーンに見直すよう、山口県当局に求めるよう、執行部のほうに求めました。その際の御答弁は、「土砂災害警戒区域、いわゆるレッドゾーンへの指定見直しについては、今回の被災状況に基づき県が今後、調査を行う予定であると聞いておりますので、市といたしましても、早急に調査していただくよう要望してまいりたいと考えております」。こういうものであります。既に3年以上経過していますが、その後、この指定の見直しについて具体的な話を聞いておりません。どうなっておるのでしょうか。指定見直しの予定、スケジュールなど明らかになっておればお示しをいただきたいと思っております。

それから、この防災に関する質問の2つ目ですが、平成26年度から10年間に500円多く徴収される個人市民税、平成26年度から個人市民税が500円多く徴収される、10年間、ということですが、これは東日本大震災に関する防災のためのものということですが、どのようにこれを使う計画であるのかについてお尋ねをしたいと思います。

ことしの3月議会で市税条例の改正が4点にわたって行われ、その中の一つとして、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人の市民税の税率の特例として、均等割の税率を3,000円に500円を加算して3,500円とすることが、賛成多数で可決をされました。

改正の理由としては、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき、平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち、全国的にかつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として、個人の市民税の均等割の税率引き上げを行う。こういうふうに言われております。

ことしの3月議会では、この500円相当額はどのような防災措置に使われる予定なのかという質疑に対し、どういう施策が妥当なのかは今後、検討してまいりたい、改めて議会のほうには示させていただきたいとの、こういった答弁がされております。来年度の予算編成作業も進みつつあると思いますが、どういう施策に使われるのか、またこの財源の規模はどの程度になるのか、お示しいただきたいと思います。

以上、よろしく御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 執行部の答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンの土砂災害特別警戒区域・レッドゾーンへの指定見直しについてのお尋ねでございましたが、本市の土砂災害警戒区域・イエローゾーンにつきましては、平成20年3月に市内全域の指定が完了しているところでございます。また、それをもとに土砂災害ハザードマップを作成いたしまして、市内全戸に配布するとともに、ホームページにも掲載して周知を図っているところでございます。

土砂災害特別警戒区域・レッドゾーンへの指定見直しにつきましては、今年度から県のほうで、市内全域の現地調査が実施されておりました、来年、平成25年の7月ごろには完了する予定となっております。その後、県と市、合同で順次、地元説明会を開催いたしまして、地域の皆様方の御理解をいただいた後に、県が土砂災害特別警戒区域・レッドゾーンを指定されることとなります。

なお、土砂災害特別警戒区域・レッドゾーンが指定されました後は、土砂災害警戒区域・イエローゾーンに、土砂災害特別警戒区域・レッドゾーンを追加した新しいハザードマップを作成いたしまして、平成25年度までに、改めて全戸配布する予定といたしております。

次に、平成26年度から10年間に500円多く徴収される個人市民税は、本市のどのような防災・減災事業に充てようとしているのかのお尋ねでございましたが、平成26年度から平成35年度までの10年間において、個人市民税の均等割額を500円増額いたすことにつきましては、議員御案内のとおり、本年3月の定例市議会において議決をいただきましたので、市税条例の改正によるものでございます。

この市税条例の改正につきましては、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、平成23年6月に制定された「東日本大震災復興基本法」に定める基本理念によりまして、平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち、全国的に、かつ緊急に、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保をするために、

同じく平成23年12月に制定されました「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づきまして、全国的に実施されているところでございます。

さて御質問の防災のための施策でございますが、本市におきましては、平成21年の豪雨災害を教訓といたしまして、さまざまな防災・減災対策を講じているところでございます。当該法律に基づく事業の実施期間は、平成23年度から平成27年度の5年間でありますことから、法律の趣旨にのっとり、今後もなお一層の防災・減災対策事業を進めてまいりたいと存じます。

現時点におきましては、例えば、自主避難所の整備や津波ハザードマップの作成、土砂災害ハザードマップの改定、あるいは災害応援連携に係る整備などが想定されるところでございます。また、具体的な事業といたしましては、本年度、約2億7,400万円をかけて整備いたします消防救急無線デジタル化が挙げられるものと考えております。

次に、財源の規模でございますが、現時点では対象者数が約5万5,000人で、1年間に2,700万円、10年間では2億7,000万円程度の歳入が見込まれるものと推計いたしております。

いずれにいたしましても、さらなる安全・安心な市民生活の確保に向けまして、引き続き、本市にふさわしい防災・減災事業を推進してまいりますので、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） まず最初に、イエローゾーンとレッドゾーンの問題でありますけれども、そういう形で来年の7月、8月とか、いろいろ言われましたが、来年度中に県のほうの指定が行われるということであれば、それで結構だろうと思います。

一つ確認の意味でちょっとお聞きしたいんですが、そういう形になれば、当然、市民への周知、新しい防災マップですね、土砂災害ハザードマップ、これについても来年度中にできるということであるのか、この点、まずちょっと確認でお聞きいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。ただいま御質問のございましたハザードマップの配布時期ということでございますが、このたび山口県のほうとの今後のスケジュール、おおよその内容につきまして確認をさせていただきました。

先ほど市長も申し上げましたように、基礎調査は平成24年度に既に発注済みということで、レッド指定に向けた今後の手続につきまして、おおよその概要で申し上げますと、

来年の夏ごろに住民説明会開催の予定と、秋口ごろに防府市の意見を聞いて、年内には指定の告示をしたいというような手順が既に県のほうでは整えられているということでございまして、先ほど市長の回答で申し上げましたように25年度末には何とかハザードマップの新しいものを配布したいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） そういう形で進んでいけば結構だと思いますが、一つそこで気になることがあります。21年の7月の災害が起きて、これまで毎年、この防災・減災対策についてさまざまな角度から質問をして、その後、これで私、5回目の防災に関する質問になりますが、その中で、昨年6月議会で一度述べたことがあるわけですが、この土砂災害について、大きな災害でありましたので、さまざまな研究者が現地に入って調査をされております。その中で、そのさまざまな研究の成果についてどう生かすのかということ、昨年の6月議会で聞いておりますが、その中で気になることということで、何点か申し上げた中の一つが、要するに、この災害というものが花崗岩地帯で起きておるということを申し上げました。それについて幾つかの論文をお示しいたしました。例えば今、もう一度改めて言いますが、日本地形学連合の「地形」という雑誌に、2010年の第4号ですが、この中で、「花崗岩山地における土石流発生地域の地形的特徴」という、「2009年7月防府市・山口市豪雨の事例」という形で書かれておる論文ですが、「崩壊や土石流のほとんどが花崗岩地域で発生しており、周辺に分布する片岩類や花崗斑岩、珪長岩及び流紋岩、流紋岩——デイサイト溶結凝灰岩の地域には崩落や土石流はほとんど発生していなかった」。

あるいは、これは日本自然災害学会の「自然災害科学」という雑誌の2009年2号で、同じような題名ですが、「平成21年7月中国・九州北部豪雨による山口県防府市土砂災害」、こういう論文が出されておりますが、これでも、「土砂災害は花崗岩分布地域で発生しており、花崗斑岩・石英斑岩及び変成岩分布域では発生していない」と。こんなことも、そういうふうに言われております。

そういった意味でいけば、今、県のほうがやろうとしているのは、地形だけを見て、土質を見ないで調査をして指定をするということです。それは県の——これ昨年の1月というふうに昨年申し上げておりますから、一昨年の1月に県が取りまとめた報告書の中では、花崗岩のところでは随分出ておるとことは言っておりますが、そういうところを特別に考慮するということは書かれていないんですね、今後の対策の中で。これはぜひ、防府市として意見を申し上げていただきたいというふうに、この点、要望だけしておきます。

それから、復興予算の関係、約2億7,000万円という予算の問題ですが、今、ちまたでは、きのう衆議院選挙が終わりましたが、その前に復興予算の流用問題というような形で、いろいろテレビでも盛んに報道されておりました。復興予算の流用問題。東日本大震災ではなくて、それを被災地とは関係のないところで随分使っておるということです。

そういう意味で、やっぱり市民に負担をお願いする以上、きちっとした計画を示すべきだろうと思うんです。きちっとした計画を示すのと同時に、これはこの500円を取るという法律の基本的な趣旨に従って使うべきではないかと思うわけです。

そういうことでいけば、先ほど言われた土砂災害のハザードマップにも使うとか、消防のデジタル化というものにも使うと。こういうようなことは、それは確かに防災関係の予算ではありますが、法律の趣旨から反するのではないかというふうに思われてなりません。

それから自主避難所の問題についても、これはもう土砂災害以降、ずっと自主避難所のそういったものについては、きちっとしてないんじゃないかということ言われておるわけです。それを何か500円の財源が入るからということ、それに充てるということは、何かちょっと違うような感じがいたします。

私の提言を一つ申し上げます。時間もあと5分ぐらいしかありませんので。つまりこれは広域災害、広域災害にやはり使うべきであると。広域災害への対応に使うべきだと。それから復興というものの長期化に対応する、そういう施策として使うべきだと、こういうふうに考えております。東日本大震災のような大きな災害ということであれば、当然、広域災害という形で、防府市中心の災害に対して、近隣の市から援助をいただけないということになります。そういうことの中で、どういうふうに災害に備えるかということです。

その中で例えば言われておりますのは、ライフライン被害の長期化ということが言われております。

これはいささかちょっと古いんですけども、2006年京都大学防災研究所の試算では、東南海・南海大地震では上水道が17カ月、都市ガスが3カ月、電気が1カ月使えないと。これは瀬戸内海に面しておる山口県の防府市では、こうはならないかもしれませんが、しかし、阪神淡路大震災のときに上水道が3カ月、都市ガスが3カ月、電気が1週間、復旧にかかったと、こういうふうに言われております。そういうことから考えてみても、やっぱりそういうライフライン被害の長期化に対応するということが、一つ大きな課題ではないかというふうに私は考えております。

そういった意味で、多少、我田引水になりますが、ことしの6月議会で、学校というものの防災機能強化ということについて一般質問させていただきました。避難所としては当然学校というものが大きなそういった場所になると思います。それから、場合によつたら

運動場が仮の、そこに仮設住宅をつくるということの場所になることも考えられます。そういう意味で、学校というのは防災機能を強化する一つの大きなポイントではないかと思えます。

そのときの質問で幾つかのものについては、6つぐらいの項目をお願いしましたが、幾つかはある程度答えられておるんですが、水を確保する設備について、それから自家発電設備、こういうものについて、私はちょっと弱いのではないかと思いました。給水車で対応するということですが、給水車の台数はそんなにあるわけではありません。非常用の浄水装置を検討というようなことを総務部長は答弁されました。そういったものを少し考えるということ。それから、自家発電設備については、レンタルで対応が可能かと言われましたが、大きな広域災害になれば、レンタルのそういった自家発電設備は各自治体がみんな引っ張りだこになってしまっていくわけです。ぜひこういった自家発電設備、あるいは学校の屋根・屋上に太陽光発電、こんなようなことが地域の防災能力の向上ということで、大きく役立つんじゃないかと思えます。

そういうことだけ提言ということできせていただいて、今、考えておる2億7,000万円の使い道では、市民は納得いただけないと思えます。ぜひこの辺、再検討いただくように要望して、私の質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、23番、田中健次議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午後0時03分 休憩

午後1時 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問であります。次は4番、吉村議員。

〔4番 吉村 弘之君 登壇〕（拍手）

○4番（吉村 弘之君） 皆さん、こんにちは。「明政会」の吉村でございます。選挙後、初めての市議会議員としての質問となりますので、皆さん、よろしくお願ひします。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

防府市都市計画は、昭和46年に無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地形成を図るため、都市計画区域を定め、その区域内に市街化区域及び市街化調整区域、いわゆる線引きを定めています。その中で市街地の整備の推進と市街化の抑制の調和を図りながら、各種都市整備計画の推進をしてきたところと存じます。

市街化区域は本来、法の目指す10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

とし、その整備の負担として、市街化区域に存する固定資産には0.3%の都市計画税を上乗せして賦課しております。

ところが、全国の都市の中には線引きの行われていない都市がある中、線引きをしていた都市がその線引きを見直し、非線引き都市として人口増加をなし遂げてきた事例が出てきました。いわゆる山口市についても、山口県の人口が減少する中、以前は人口を増加するということが行われてきました。

そのような中、平成12年に都市計画法の改正がなされ、平成14年から施行されたことに伴い、線引きが行われている都市であっても、一定の条件を満たす市街化区域に隣接した市街化調整区域での住宅の建設が認められるようになりました。

都市計画法が改正され、基準を緩和されたこの10年間に、防府市においては、市の中心部に自衛隊の飛行場があって、その周辺部に市街化調整区域があるという山口県でも特異な地理的条件から、市の中心部にある市街化調整区域内の開発が急速に行われ、その反面、その周辺の市街化区域の空洞化を招く事態となっております。

そのことは、最近の防府市の地価の下落傾向を見れば明らかで、都市整備のいまだ進んでいない市街化区域の住民は、その重い税負担と財産価値の低下の二重苦の中、不公平感が増大しております。

特に、開発が進む市街化調整区域に隣接する市街化区域において、その傾向は顕著であります。バブルのときに購入された価格について比較しますと、その価格差は4倍に広がっている地域があるほどです。この現状は都市の秩序ある整備とはほど遠い状況であり、狭い道路、下水道の未整備、交通渋滞など、社会資本の未整備は一旦、火災や災害が起こったときには人命にもかかわる重大な問題でもあります。いろんな先輩議員、また今回の定例議会でも諸先輩議員の方が質問されたように、いろんな選挙を通じていろんな要望が上がってきます。

その中で、私が住んでおります中関地域については、市街化調整区域のほうが道路が広く、生活がしやすいという状況が発生しております。このことは、都市計画法の精神及び税負担の不公平感から見ても、このまま放置してはいけない問題だと認識しております。市としては、宅地化された市街化調整区域について、市街化区域に編入するか、市街化調整区域の規制を強化して市街化を抑制するか、どちらかに方向を定める時期に来ていると思います。

市街化された区域については、市街化調整区域から市街化区域に編入すべきだと考えております。都市計画法を見直すときに農用地区域以外の農地の利用、いわゆる農地白地地域について、もっと農業分野と各分野の関係者と議論する場をつくって、防府独自の新し

い都市計画や土地利用計画プランを策定すべきだと考えております。

そこで質問です。今後、市街化調整区域における宅地化された区域を市街化区域に編入する、そういうお考えがあるかどうかお聞きします。

2点目、市街化区域の下水道計画について説明を求めます。なぜ市街化調整区域であっても下水道接続が可能であるか、その基準とその接続状況の現在の状況及び市街化区域の今後の下水道整備計画を説明していただきたいと思います。市街化区域については下水道をもっと促進すべきだと考えております。

以上、2点質問させていただきます。

○議長（行重 延昭君） 4番、吉村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目の、市街化区域と市街化調整区域との区域区分の見直しについての大きいお尋ねでございましたが、防府市では、昭和46年に無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画法に基づき、市街化区域と市街化調整区域との区分、いわゆる線引きが定められております。

線引きの見直し基準についてでございますが、基準の詳細につきましては、線引きの見直しを実施する者、つまり区域区分の都市計画決定権者であります山口県の都市計画課のホームページ上に公開されている直近の、平成23年3月に実施された第5回「区域区分定期見直し基準」から、基本的なものについて、まず御説明させていただきます。

見直し基準は次に述べる8つの項目で構成されておまして、その内容は、1、市街化区域に編入可能な区域について、2、既に市街地を形成している区域について、3、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域について、4、軽易な変更で都市計画上必要な区域について、5、市街化調整区域へ編入可能な区域について、6、市街化区域に含めない土地の区域について、7、市街化区域の規模について、8、区域区分のための土地の境界についてとなっております。

次に、公表及び都市計画決定までの流れについて御説明申し上げますが、都市計画の決定権者である山口県は、各項目について検討を行った後に最終的な総合判断のもと、市街化区域への編入または市街化調整区域への編入など、区域区分の境界整理をまとめまして、都市計画原案を策定いたします。

都市計画原案は、県内各市町において原案についての説明会、住民意見を反映するための公聴会を経まして、都市計画案となり、案の公告及び縦覧が各市町ごとに行われます。縦覧期間中の意見書提出を受けまして、整理されたものが、山口県都市計画審議会へ諮問

されまして、さらに国土交通省の大臣同意を経て、最終的に都市計画決定となります。

次に、直近の見直した区域の例についてでございますが、防府市の線引きは昭和43年6月の都市計画法の新法改定を受けまして、昭和46年12月に当初決定されたものでございます。

定期の見直しはおおむね5年ごととされておりますが、山口県におかれましては、定期見直しが過去5回行われておりまして、直近では、平成23年3月に行われております。

防府市ではこの線引きの見直しに当たりまして、境界整理の協議を行いましたが、山口県の都市計画案としては採用されず、案の縦覧期間中においても意見の提出がなかったことなどから、見直しは行われませんでした。

そこで、過去の編入事例を御説明いたしますと、既に市街地を形成している区域として、西浦、牟礼江泊、右田吉敷、右田大崎など、基本的に基盤整備が完了した区域として、右田大崎の自由ヶ丘、牟礼敷山の城山台団地、西浦小茅の小茅団地、華城の地神堂、牟礼の牟礼小学校周辺など、地区計画を定めた区域として、西浦小茅の平原団地、公有地水面埋立区域として中関二・三・四ノ榭沖、新築地などがございます。

次に、宅地化の進む区域の市街化区域への編入を促進すべきではとのお尋ねでございましたが、議員御指摘の区域の見直しにつきましては、先ほども申し上げました見直し基準によりまして、土地利用の動向や基盤施設の整備状況などを調査いたしまして、次回の定期見直しにおいて、市街化区域へ編入すべき区域は、決定権者である山口県へ協議したいと考えております。

また、市街化調整区域の開発許可基準の緩和による現状につきましても、実は私も全く同じ思いでございまして、開発許可基準の緩和の見直しの検討を行い、少しでも不公平感のないよう努めていかなければならないと感じているところでございます。

市街化調整区域の開発許可基準の緩和の見直しに際しましては、市街化調整区域の農地の保全と活用などについての十分な議論が必要でございまして、市街化調整区域に土地や建物を所有されている市民の皆様への影響が大きいなどの理由から、容易なことではないと思っておりますが、一生懸命努力してまいりたいと考えております。

次に、2点目の市街化区域内の下水道整備計画についてのお尋ねでございましたが、本市の公共下水道事業につきましては、昭和33年に事業を着手し、昭和53年に供用を開始して以来、計画的に整備を進めておりまして、平成23年度末には、管路総延長379キロメートル、処理区域面積1,776ヘクタールを整備しております。

御質問の市街化区域内の下水道整備計画につきましては、今後、西浦、富海、大道地区方面へ計画区域を拡大し、平成30年度末までには市街化区域の整備を完了することを目

標といたしております。

次に、市街化調整区域への下水道接続状況についてでございますが、市街化調整区域からの接続は、平成21年度が25件、平成22年度はこれまた25件、平成23年度は43件でございます。

今後とも、公共下水道整備に当たりましては、公営企業としての健全な運営を堅持しつつ、国の補助金などを活用し、財源の確保に努め、目標達成に向け取り組んでまいり所存でございますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 吉村議員。

○4番（吉村 弘之君） ただいま質問に対する御回答、ありがとうございました。市街化区域については、その中に下水道を整備するという表裏一体のものとなっております。今、市街化調整区域について、その接続状況を説明していただきました。

実は、市街化調整区域を市街化区域に編入する際に、その下水道の整備計画も抜本的に見直さないといけないと感じております。というのが、今、華城地区、中関地区はほとんど市街化調整区域が、いわゆる農地白地地域ということで開発が可能になっております。市街化調整区域については、防府市の条例によって開発が許可できると思っております。現在の市街化調整区域における開発の主な転用用途、これは住宅について、今それが許可できると存じておりますけれども、今後、住宅がどんどん増えていって、いわゆる市街化区域に編入しなきゃいけないというときに、この下水道計画が今の下水道計画のままでは、当然、華城、中関地区の広大な、今、農地が転用され、今まさにどんどんまだ宅地開発されようとしております。この中で、方向性を見据えるため、下水道計画、そして農業振興地域の計画それぞれを総合的に調整していかなくてはいけないと考えております。現在、都市計画を定めるときのそういう議論の場というものがあれば、どういう議論の場があるか再度お尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。都市計画を定める場合に、そういう公的に、例えば山口県におかれましては都市部局と農林部局、当然、ございます。国におきましても国土交通省、農林省、それぞれに部署を構えて、それぞれの管理すべきエリアを保存保全されております。県のほうで見直しが行われますということは、先ほどの回答の中でも申し上げましたが、県の部局の中におきましても、もちろん都市部局と農林部局の調整がされておりますし、国のほうにおきましても、いわゆる中国地方になりますが、いわゆる中国の国土交通省の所管部署、それと農林省サイドの所管部署

のほうで調整が行われて、線引き区域区分の見直し等については進められております。

それと、あわせて申し上げますが、市街地縁辺部、先ほど御質問にありましたけども、基準の緩和によりまして、今、住宅がいわゆる調整区域でも建てられるという御質問の中におきましても、34の11という項目の中で、私どもの都市計画課のほうで開発の申請をお受けしておりますが、もちろん農林部局との協議調整は行っておるところでございます。

以上、簡単でございますが御説明申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 吉村議員。

○4番（吉村 弘之君） 県のほうでは各部局が調整しているという中で、いわゆる県の都市計画審議会の中で都市計画について審議され、いわゆる用途地域、市街化調整区域、市街化区域の線引きの見直し等議論されていると、私も県の職員でありましたので存じております。今、聞きたかったのは、市の中で、県に準じた、そういう審議会なり、議論する場が定期的に設けられているかというのを再度お伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 改めましてお答えをさせていただきます。

ただいま再度の質問でございましたが、県のほうの部局間協議のほうはよく御存じということで、市の中におきまして、今、御説明の後段で申し上げましたように34条11、例えば、民間の開発等におきまして、調整区域の中で住宅地を設けたいというような御相談を承った場合には、そのための目的で、庁内の委員会等は設けておりません。ただ、部局間協議と申し上げましたように、土木都市建設部のほうに事前協議等がございました後、農林部局のほうと部局間協議という形でございますが、協議を行っておるということでございます。

○議長（行重 延昭君） 吉村議員。

○4番（吉村 弘之君） いわゆる県のほうでは開発のときに事前相談制度があるという中で、市のほうも同じような制度があるというふうに理解しました。

ただ、今からこういう大きな見直し、今、都市計画法が先ほど言いましたように平成12年に改正されまして、平成14年から市街化調整区域も連担地域から2キロメートル以内が開発できるようになったということで、ほとんど防府市内は、それを、区域になってしまっております。その中で、いわゆる無秩序な都市形成を防ぐという観点から設けられた市街化調整区域について、いわゆる農地については用水路の問題、排水路の問題、たくさんのいろんな解決しなければいけない課題がたくさんあります。それと、下水道整備についても今、下水道の終末処理場も現在の市街化区域をもとに計算されておると思いま

す。

今、防府市は先ほど言いましたように飛行場があるという観点から、防府市の中心部に市街化調整区域があるという、山口県でも特異な地理条件にあるというふうに、質問の中でも、させていただきました。今後、都市計画の基礎調査が行われ、また5年ごとの定期見直しということもありますけれども、大きな方向性を出さないと、現在の市街化区域だけを考えて都市計画を定めていたのでは、急速な市街化調整区域の市街化を現在の状況のスピードでは、もっと大きな方向性を出していただいて、事前相談のときに集まるのではなくて、何か企画課とか、そういう調整をする部局、担当者を設けていただきまして、県との調整も含めて、大きな方向性を出すために、そういう場の組織、場の活用を今後進めさせていただきたいと考えております。

2番目の質問で、市街化区域の下水道整備計画をお聞きしました。先ほどもありましたように25件、2年間。それと43件あったということで、いわゆる私が住んでいます中関地区については、いまだ、固定資産税に0.3%を掛けた都市計画税を払っておりますけれども、いまだ下水道が整備されないという状況があります。その中で、今現在、調整区域の中を見ますと、とても広々としておりまして道路も広いと、下水道も一部については接続が認められるという中で、今後、いわゆるその周りが、高齢化に伴って、空洞化が現在、進んでおります。どんどん空き地が増えて、その中で下水道整備がされるということの中で、市街化区域の中の田・畑それと空き地、空き地についても空き家を崩した状況、もう継ぎ手がないと、管理もし切れない、みんなに迷惑をかけるということで、空き地にしたところについても、下水道が整備されることに伴いまして、その区域に入れば当然負担金が発生するという問題があります。

こういうふうに、今の市街化区域、調整区域のその場しのぎの手当てでは、今、市街化調整区域の周りの、駅にもっと遠い市街化区域があります。その不公平感がさらに増大すると。中で、下水道が通ってくることによって、もうあと10年しか生きられないのに、もうトイレはいいよという家がたくさんあります。中で、もう相続する人もいないと、迷惑かけるから空き地にしているところまで下水道の負担をしなきゃいけない、こういう問題が発生しております。

これはすぐには解決できないと思いますけれども、そういう政策を決める上で、単なる事前相談とかじゃなく、大きなプランを、このたび、「防府まちづくりプラン2020」というのが定められております。これは大きな総合計画として理解しておりますので、これの細かい計画を定めるときに、そういう将来の、あと10年先の防府の計画を見据えて、ぜひ細かい計画を立てていただきたいと思います。それをよろしく願います。

そういう提言をさせていただきます、次の質問をさせていただきます。

いわゆる、今、地域コミュニティということが、先ほども田中健次議員からいろいろ自治基本条例から含めて質問がありました。その中で、私も以前より感じておりますのが、その基礎単位となります自治会についてであります。いわゆる自治会の運営について、現在、自治会活動にはその運営の基本となる自治会規約が必要ですが、現在、自治会規約を定めている自治会数を把握されていますでしょうか。定めていない自治会には定めるよう指導されていますでしょうか。いわゆる、地縁団体の登録をされれば、自治会用の土地の購入をされ、その土地や建物の登記名義が取得できたり、自治会建設には助成金があります。また、防犯灯の助成等各種助成金についてのいろんな市からの手当てがあります。その周知方法についてはどのようにされていますでしょうか。

土曜日に実は中関地区の社会福祉協議会の研修会がありまして、防災についての研修をいただきました。その中で、ある自治会長が、市役所に申請を出すときにとても難しいと。どういうふうに書いていいのかわからない、もっと簡単にしてくれというお話がありました。いろんな市の助成金とか、こうやったらいいよというのがありますけれども、それをまとめたものがないと。現状の中で、いわゆる行政マンじゃない一般の自治会長さんがそういう申請事をする際、いろんな、お困りになっております。

いわゆるこれは、市のほうで今から地域コミュニティを進める中で、基礎の自治会がもっとしっかりやっていくべきではないかと思っております。他の県や市の中で、自治会運営マニュアルというものを作成している市町村があると聞いております。

先ほど言いましたように、防府市の自治基本条例が平成21年に制定され、22年の4月1日から施行されました。この条例は、市民等の参画と協働によるまちづくりの基本理念を定めております。その30条第2項には、「市長等は、地域コミュニティ及び市民活動団体のそれぞれの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するよう努めるものとします」というふうに定められております。

現在、防府市はたくさんの自治会がありますが、その多くは役員の高齢化等により、役員のみならず手不足に悩まされ、毎年かわる自治会や、何十年も同じ人が役員をやっている自治会があります。また、自治会の中には自治会規約さえない団体も多くあると聞いております。運営方法も明文化されてないまま、会員数の減少や財源不足に陥っているのが現状であります。

そのような中、防府市では新たな地域コミュニティづくりに向けての基本方針が平成23年に取りまとめられ、新たな地域コミュニティづくりがなされようとしております。しかしながら、その基礎単位の一つである自治会組織が規約もないまま、人材、財源不足、

その状況のまま上部組織、いわゆる地域コミュニティの話が来ても、その改革について持続可能な運営をしっかりと支えることはできません。自治会運営をどのようにしたらよいか、その基本となる運営マニュアルを示すことも大切な市の責務と考えております。

また、市には自治会や住民サービスにかかわる各種補助金や助成金がありますが、担当課ごとにまとめられているというふう聞いておりますが、そのような中で自治会運営にかかわるものを一覧表にされておりますでしょうか。周知方法もその制度ごとの通知はされていると思いますが、単発の通知では必要なときにはわからないという現状があります。自治会建設や防犯灯などの各種助成金は一般市民にとってはなじみがありませんが、自治会役員には知っておくべき情報で、それをきちんと整理しておかなければなりません。しかしながら、高齢になった役員の方にはそれも難しい状況ということになっております。

質問の要旨ですが、自治会活動にはその運営の基本となる自治会規約が必要です。今現在、自治会規約を定めている自治会数を把握されておりますでしょうか。定めていない自治会には定めるよう指導されておりますでしょうか。2点目、地縁団体登録による自治会館用地、建物の登記名義が取得できたり、自治会建設には助成金があります。その防犯灯などの各種助成金についての周知方法はどのようにされてますでしょうか。3点目、上記を踏まえた自治会運営マニュアルを作成される予定はありますでしょうか。

以上、質問させていただきます。

○議長（行重 延昭君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

現在、本市には256の自治会・町内会がございまして、防犯、防災、環境問題等について、地域のコミュニティ活動の中心的な役割を果たしていただいております。

自治会・町内会は、地域の住民による相互扶助、環境の整備等の快適で住みよい地域社会を維持することなどを目的といたしまして、自主的に組織された任意の団体でございます。

自治会・町内会等の地縁による団体は、地方自治法で定められている認可を受けることによりまして、自治会・町内会が法人格を取得することができることとなっております。自治会・町内会がこの認可を受けるに当たりましては、幾つかの要件がございまして、その一つに、「規約を定めていること」との規定がございまして、市はこの認可受付業務を行うこととなっております、認可後は告示をいたしております。

しかしながら、市が自治会・町内会に対して規約を定めることを強制したり、規約を定めているか否かの調査を実施したりする立場にないことから、議員お尋ねの規約を定めて

いる自治会・町内会の数の把握をいたすことができておりません。

また、市が推進いたしております自主防災組織は、自治会・町内会ほか地域の連合組織などが自主的に結成されるものではございますが、その申請に当たりましては、自治会・町内会ほか地域の組織などの規約または会則の中に、「自主防災活動に関すること」を盛り込むことが要件となっておりますので、任意で結成された自治会・町内会等でも、自主防災組織を設置される折には、規約または会則がない場合は、必然的に、規約または会則を設けていただくこととなります。

自治会・町内会等の規約の会則は、各自治会・町内会がどのように活動されるかを定めるものでございまして、自治会・町内会の規模などにより、その活動の内容もさまざまかと存じますが、市が標準的な規約をお示しすることはできないものと考えております。

しかし、地方自治法に基づく地縁団体の認可申請における規約には、定めておかなければならない必須項目がございまして、また、本市における自主防災組織の認定にも申請される組織の規約には、先ほど申し上げましたように「自主防災活動に関すること」が盛り込まれていることが必要となっております。

特に自治会・町内会等が地縁団体の認可を受けられるに当たりまして、申請前の規約に必須の項目が不足している場合は、自治会または町内会等の総会で議決された上で規約を改正されることとなります。認可申請には総会で議決されたときの議事録の添付が必要となっておりますので、それらを整えていただき、市に提出いただいております。

いずれの場合も、申請を検討されている自治会・町内会には、定めておられる規約に不足事項がないかどうか確認させていただき、申請手続について御説明いたしますので、地方自治法で定められている規約について、また、市の自主防災組織の認定のための規約について、その例をお示しいたしております。

次に、自治会・町内会に対する市の補助制度の周知につきましては、自治会館の新設、改修あるいは防犯灯の設置・取り替えに係る補助制度を担当する部署からは、申請手続や交付基準等の説明資料を全自治会・町内会長さん宛てに配布しているところでございます。

また自治会・町内会への補助金等の制度を変更する場合や新たな制度を導入する場合におきましては、事前に各地域自治会連合会長が出席される防府市自治会連合会の理事会等において、各部署の担当者から直接御説明をさせていただいております。また、御要望があった場合は、各部署の担当者が各地域に出向いて、御説明もさせていただいております。

さらに、平成19年度から、地域と行政とのパイプ役として、市内15地域に市の課長級職員を地区担当職員として配置する新たな制度を設けました。1地域当たり2人から3人を配置してございまして、自治会長集会などで市の各種制度の周知に努めているところ

でございますが、名ばかりの地区担当職員ということではなく、実質、お役に立てる地区担当職員となるよう、しっかり指導をするとともに、また自治会長等への周知も図ってまいりたいと思っております。

最後に、議員お尋ねの自治会運営マニュアルの作成についてでございますが、自治会の運営は、先ほども申し上げましたように、それぞれの自治会が主体的に行われるものでございますので、市が自治会運営のあり方をマニュアル化し、お示しする立場にはございませんが、自治会・町内会等の活動に対し、市は各種補助または助成制度を設けておりまして、また、災害による被害の防止及び軽減を図るため、自治会・町内会等が自主防災組織を立ち上げられ、防災活動をされることに関しましては、今後も市は支援をしてまいりますので、市の補助金などの申請手続や自主防災組織の制度についてまとめたマニュアルを作成いたしまして、市の各種補助制度や自主防災組織の認定手続に関する周知を図ってまいります。

今後、市の各種制度の周知を図る上で、規約を定めていない自治会等がございましたら、市から地縁団体の認可申請時、または自主防災組織の認定申請時にお渡しいたしております規約の例をお示ししてまいらねばならないと考えております。

市の補助金等の申請手続や自主防災組織の制度についてまとめたマニュアルができましたら、市の各種補助制度の申請手続等を確認していただき、自治会・町内会の運営に役立てていただきたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 吉村議員。

○4番（吉村 弘之君） 質問に対する御答弁、ありがとうございます。中でも、助成金、補助金については、今後、マニュアル、まとめたものをつくっていただけるということで理解しました。

実は、平成23年2月に防府市が定められました新たな地域コミュニティに向けての基本方針という中で、私もこの質問を勉強する際に、その24ページに、実は、地域団体に交付している補助金等一覧表というのがありまして、その中で33ものいわゆる助成金、補助金があります。これらを、各課にわたって一覧表になってるんですけども、これらがどういうふうに申請したらいいか、それぞれやはり高齢化されている自治会役員の方にはわかりやすいように今後、その取りまとめについては高齢者にもわかりやすい、なるべく記載例をつけた内容でよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。

今、各種助成金があるということで、自治会の中ではお話しをさせていただきました。

その中で私が常々ちょっと思っていることがあります、いわゆる私道、自分たちで設けた私道の舗装に関する補助金制度の拡充ということで質問させていただきます。

防府市には市道認定された道路とそうでない私道、いわゆる私道があります。私道の中でも複数の人が利用するために、建築基準法に定められている道路位置指定による整備されたものがたくさんあります。複数の人が利用する公衆用道路については、その固定資産税も減免措置があるということで存じております。

私道の中でも、複数の人が利用する道路の整備については補助金がありますが、利用戸数、今現在5戸以上ということになっております。1戸当たりの面積が約200平米、つまり60坪程度であれば、5戸となると合計しますと約1,000平米ということで、いわゆる市街化区域内で開発許可が必要な面積となります。このように、5戸以上となりますと、かなり大きな道路ということになりますけれども、その条件が現在、5戸では利用しづらい状況になってると思います。

私道の多くは道路位置指定により認められ、整備された利用戸数5戸未満のものが多く、横断側溝などの附帯設備が必要なものがほとんどです。また、住宅建築から数十年たち、舗装整備が必要な道路が多数あるというのが現状です。私道であっても複数の人が利用する道路の舗装については、その適用基準を緩和し、整備を促進する必要があると考えております。私道舗装補助金にかかわる条件の根拠と、その基準を緩和される予定はないか質問いたします。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。ただいま御質問のございました私道整備に関して、利用戸数5戸以上、附帯工事費は含まないという条件がついておることに対しまして、この条件の根拠と基準緩和についてお尋ねということですので。

それでは御回答させていただきます。防府市私道舗装補助金交付要綱には、「利用戸数5戸以上」、「附帯工事費は含まない」と定められておりますが、この根拠と基準緩和についてお答えいたします。

この補助金制度は、地域住民が日常の生活道路として利用し、かつ、公共性の高い私道の舗装をする場合に、その費用のうち100万円を限度とし、その4割を市が補助いたしておるものでございます。

市が補助金として支出いたします経費につきましては、公共性のあることが求められるということから、その有無を判断する基準の一つといたしまして、5戸以上の利用を要件としているところでございます。

また、この私道舗装補助金制度は、あくまでも舗装を目的としておりますことから、附帯工事費を現状、補助の対象といたしてはおりません。

そのため、今回御要望のございました「5戸以上の利用」、「附帯工事費を含まない」となっております私道舗装補助金制度の基準緩和に関しましては、近隣の市の状況調査を改めて行うなど、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上、御回答さしあげます。

○議長（行重 延昭君） 吉村議員。

○4番（吉村 弘之君） 実は周南市など、やはり5戸以上ということになっておりまして、なぜ5戸なのかという、実は単純な、素朴な思いがありました。一般的にやっぱり1戸の住宅というのは60坪ぐらい、それが5戸集まるということはかなり大きな、いわゆる私道を利用する面積的には1,000平米を超えてしまうという状況があります。

中で、やはり建設された当時はよかったんだと思いますけれども、いわゆる開発条件で、行きどまりだったら市がとらないとか、いろんな団地があると思います。いわゆる私道を引き取る条件がいろいろありまして、厳しい基準がある中で、取り残された私道、民地として残されている、そういう状況の中で、私も選挙戦をいろいろ回らせていただいたときに、かなりそういう行きどまりがたくさん多いと。あれっ、通れるのかなと思って行ったら、ここは通れないとか。いろいろ、その中で、いわゆる開発条件の中で、市道に引き取らない道路がたくさん今、現在、あるんじゃないかと思っております。

その中で、いわゆる高齢化なり、いろいろそういう状況の中で、基準を緩和していただかないと、開発当時というのは、当然、宅地開発業者が、いわゆる土地の価格に道路の舗装等をオンして売るので、問題ありませんけれども、その後、いわゆる整備しておきたい、いわゆる雨水が、降ったときに水がたまるとか、排水がよくない。当然道路というのは地盤沈下がしまして、そのわだち等に水たまりができるという状況もありまして、当然、横断側溝を入れないと、舗装だけでは水たまりが排除できないという中で、舗装だけが対象というのは、余りにも基準的には厳しいんじゃないかと。

その中で、ぜひ5戸未満、どうやったら基準緩和できるかというのは今から他市の状況等、聞いていただきまして、考えていただきたいんですけども、今から消費税、当然、値上げ、2年後には、徐々にされていきます。その中で地域経済が疲弊する、いわゆる負担が多くなるという前に、ぜひ、こういう市の助成金などについては、アップされる方向とか、基準を緩和される方向で考えていただきたいと思っております。

いわゆる消費税がなれば当然、補助金、助成金も上がるものだと私は信じておりますけれども、当然、工事費が増える中で補助金も増えていかなきゃいけない。そういう問題が、

さっき言いました自治会に関する助成金、補助金を一覧表にしてほしいというのは、それを今現在やっておいていただかないと、今から負担が増える中で、どういうふうに各種補助金を運用したり、自治会の中で説明したりしていいのかと。当然、消費税の前にやりたいというのが住民感情だと思います。その中で、現在できることは何なのかということで、利用促進をする上で、補助金をアップできないのであれば、その基準を緩和したり、そういうことをぜひ考えていただきたいということで、今回は私道の舗装を質問させていただきました。

実は、考えたときはもっとでかいことを考えておりましたけれども、そういうことがあるという中で、現在、そういう、まだ、いろいろ景気動向等もありまして、まだ消費税がどうなるかというのがわかりません。ただ、きのうの衆議院選挙、やはり自民党が3分の2以上、勝たれたという中で、公共事業もどんどん加速化されてくると思います。その中で消費税が上がる前にぜひ整備しておきたいと。自治会の問題もそうであると思います。私道の問題もそうであると思います。中で、いわゆる基準が緩和できるものがあれば促進する意味でぜひ検討していただいて、その一覧表も早くつくっていただきまして、各自治会に配っていただいて、駆け込み需要があるとすれば、その補助金の枠を増やすなり基準を緩和するなり、その手だてとして、執行部としても考えておいていただきたいと思いません。

時間が余りましたが、以上で私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、4番、吉村議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、14番、重川議員。

〔14番 重川 恭年君 登壇〕

○14番（重川 恭年君） 本12月議会一般質問の最後の質問となりました。新しい「絆」の重川恭年でございます。執行部におかれましては、誠意ある御回答をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

私の今議会での大きい質問項目は3点でございます。

まず1点目が、昨日、衆議院議員の選挙が実施されましたが、各種議会議員等の選挙における投票率の向上対策についてでございます。このことにつきましては、今議会でも同僚2議員、山下和明議員とそれから中林堅造議員も質問されておりますが、違った観点からお尋ねいたしたいと存じます。

そして2点目が、今回、当防府市にも設置されることとなったメガソーラー施設の導入

経緯と今後の導入促進についてでございます。

最後の3点目は、国の予算編成と絡め、防府市の新年度予算編成に当たっての方針などに、昨日実施されました衆議院議員選挙の結果に伴っての影響はないのかどうか、以上の3点についてでございます。よろしくお願いたしたいと思っております。

では、まず最初の1点目、投票率の向上対策等についてでございます。

さきに実施されました私ども防府市議会議員選挙の投票率は、過去最低であったと報告されました。きのうの衆議院議員選挙も同様ではないかと、傾向は同じじゃないかというふうにも思っております。何もこの投票率の低下というのは防府市に限ったわけではないわけですし、全国的な傾向であるわけでございます。しかしながらこのことを単に、ああ、そうなのかと傍観し、見過ごすわけにもいかないことだというふうに思っております。

そこで市議会議員選挙を例にとると、戦後、過去18回実施されてきております。それは昭和22年が第1回目であり、さきの平成24年11月実施の市議会議員選挙が第18回目ということになります。その1回目の有権者数は3万6,699人であり、18回目の今回、平成24年11月は9万6,839人と発表されております。約2.5倍超というふうになっておるわけでございます。

この原因は、過去にさかのぼってみますと、昭和の市町村合併で右田それから富海、小野、大道地区を編入したことや産業構造の変化、人口構造の変化等々、社会的要因もあったと存じます。

そのこととは別に、投票率は、戦後混乱期とはいえ昭和26年実施の市議選では約95%を記録しております。そして平成4年の第13回目の市議選から、長らく続いておりました80%台を割り込み、その年は77.6%となって、その後、60%台になっておりました。

しかしながら、今回の平成24年11月の選挙では52.82%と、過半数ぎりぎりまで迫ってまいりました。このことは、約半数の方々の意思しか反映されておらないことにも通じることだろうと思っております。もちろん当日は天候も悪かった、あるいは他の要因もあったことだと思います。

そこでお尋ねですが、選挙のたびに投票率が下降していることに対し、選挙管理委員会として、その対応、対策などについて、話題となったことはあるのかどうか。また、それに対する、あったとすれば対応策等の議論をされてきたことはあるのかどうか、まず最初にお伺いたします。

○議長（行重 延昭君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋 光之君） それではお答えをいたします。

投票率の傾向といたしましては、議員御指摘のとおり、全国的に下降ぎみとなっておりまして、防府市も例外ではございません。投票率が下降傾向にあることについては、選挙管理委員会でも関心が高く、投票率の向上のための効果的な対策についても議論もいたしております。

具体的な対応といたしましては、特に20代と30代前半の若年層で投票率が低いことから、若年層の選挙に対する意識の高揚を図るため、新成人に対して成人式での冊子の配布を行うとともに、小さいころから選挙に関心を持ってもらうため、小・中・高校生を対象とした選挙啓発ポスター、標語、習字の募集と作品の展示を行っているほか、生徒会の役員選挙の際には、投票箱、記載台などの選挙器材の貸し出しを行い、実際の選挙を体験してもらうなど、啓発活動に努めているところでございます。

また、投票参加の呼びかけも行っておりますが、その具体的な例として、市広報を利用し、選挙の意義や選挙情報等の周知を図るとともに、懸垂幕や横断幕の掲出、広報車による巡回により、選挙期日等の周知を行っております。そのほか、明るい選挙推進協議会や青年法政大学のOB会との連携による街頭啓発、企業への啓発資料の配布や啓発アナウンスの依頼も行っております。啓発活動については、効果的な方法を模索し、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

また、選挙管理委員会では、今後、高齢者の方が増えてまいりますので、投票に行きやすい環境整備が大変重要であると考えております。そのため、現在の投票区の区割りの見直しを行うとともに、投票所の数や投票所の位置についても検討する予定としております。

また、平成15年6月の公職選挙法の一部改正により導入されました期日前投票制度については、多くの選挙人の皆さんに周知され、投票者数が増加傾向にあることから、期日前投票所の環境整備や期日前投票所の増設と、その設置箇所についても、今後、選挙管理委員会の中で協議していくことといたしております。

投票率につきましては、当日の天候や社会経済状況あるいは政治状況、候補者の顔ぶれ等、さまざまな要素から成り立っておりますので、投票率の向上についての特効薬というものはありませんが、選挙管理委員会としては、今後とも投票率向上のために積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） 今、選挙管理委員会事務局長のほうから御答弁いただきました。全国的な下降傾向がある、市の選挙管理委員会も関心を持って議論もしていると、このような御回答でございました。種々対策、啓発活動もしておる、これを継続したいと

というような御回答であったかと思えます。その中で、今後、投票所の区割り、あるいは投票所の増ということも検討したいという御回答であったと思えますけれども、この辺については、具体的に話が進んでいるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋 光之君） お答えいたします。

昨年、ちょっと選挙管理委員会のメンバーがかわりまして、その中で、また改めてこの問題について取り上げをいたしまして、一応今、前回ちょっと山下議員のときにもお話ししたんですが、期日前投票所の増設という問題がございましたので、それとあわせて、いずれにしても今の区割りとかいうのもちょっと見直す必要もあるんじゃないかという意見が出まして、その中で今後、区割りの見直しとか、それに伴って、当然、投票所ですね、そういうところも見直しが必要になるということも考えられますので、今後、そういう計画を少し中で立てていただいて、具体的に進めていこうかと、そういう話には、今、なっております。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） これから具体的に話を進めたいというふうなことでございますが、投票所の規定について、法の中で規定というのは、これは法を読んだらわかるわけでございますが、ここで、投票所の規定はどのようになっておるのか、ここで披瀝していただきたいと思えます。

○議長（行重 延昭君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋 光之君） 投票所というのは御承知のように、実際、投票を行うために皆さんが行かれて、そういう施設でございます。これは選挙管理委員会のほうで指定をして、今、学校とか、そういうものがございますが、投票所というのは一応、投票区というのがあります。投票区の中に1つずつ置かれるという、これは規定になっております。

それで、投票区というのは、選挙人の方が投票を行うための単位区域と、そういうふうに分けられておりますけれども、投票区というのは法律上は、原則としては市の区域、いわゆる防府市が一つの投票区ですよということになっておりますけれども、実際は市の選挙管理委員会が必要と認めるときは、市の区域を分けて、数投票区に区分けして、それを設けることができる。だから、多分1つの市の中で投票区がないというのはまず、複数の投票区ですね、それはまずないと思えます。

そういうことで一応、御承知のように市は、今、34の投票区があります。ですから投票所は必然的に34あります。全国的にはちょっと調べてみたら約28です。大体、自治

体ごとで28ぐらいの投票区を持っていると、そういうような傾向でございます。

基準というのは特に明確なものはありません。有権者数とか投票所からの距離ですか、例えば3キロメートルとか、そのぐらいを勘案して、いろんなまた条件もありますけど、そういうものを勘案して、市の選挙管理委員会がそれを決定していくと、そういうふうな規定になっておりますので、もし投票区を増やそうとすれば、また区割りを変えて、また投票区を変えた中でないと、投票所の増設ができないとか、そういう規定になろうかと思えます。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） 今、お答えのあったように、投票所を定めるのは自治体といえますか、防府で言えば選挙管理委員会の自由裁量に任されておると、こういうことでございますよね。

それで、ちょっとお尋ねしたいんですが、今、私が住んでおります右田でございますね、これの今回の投票率を見ますと、防府市が平均で53%、52.82%ですよ。右田の第1投票区がそれを約7ポイント、8ポイント下がってるんです。46.65%。それから第2投票区の、これは右田公民館になってるんですが、これがさらに5ポイント、それよりまだ、ですから市の平均から言うと10ポイント下がってるんです。41.85%。それから第3投票区、これ玉祖の小学校でございますが、これはまたさらにそれより下がってる、41.21%と。こういうふうに、市の平均よりもはるかに右田の第1——第1は七、八%ですが、第2、第3は10ポイント以上下がってる、こういう状況なわけです。

それでいろいろ話を聞いてみると、第1については投票に、今の時代ですから、車で行きになる方も相当あるんですけども、車の置き場がないと、こういうことなんです。第2、第3、この辺については、特に第3については、非常に、住まわれてる方から、投票所までの距離が遠いと。老人夫婦の所帯とか、独居老人の所帯というのが非常に多いんです。行くにも車も使えないと。この辺で、今、市内の投票所で一番遠いところはどのぐらいの距離があるのかお尋ねしてみたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋 光之君） 今、重川議員おっしゃいましたように右田というのは御承知のように縦に長いといえますか、それで、今、右田の第3ですが、玉祖小学校がなってますけど、それから下のほうにずっと下がって佐野地区になるんですか、佐波川尻まで行きますと、4キロメートルまではないかもしれませんが、それに近いぐらいですか。それとあとが右田の新町、これは上右田地区に1つ置いてありますけど、駐

車場が確かにないということです。ただ、今、右田が投票区が3つ、第1、第2、第3とありますが、これがだから、上右田と下右田と佐野地域ですか、大体地域ごとに置かれておるといってごさいますので、なかなか、かわるところが今度は難しいというようなところもごさいます。

先ほどちょっと申し上げましたが、投票区を例えば増やすとなると、区割りを見直して、その中で例えば4つとかなると、その中で区割りを全部見直してそこに今度それぞれ投票所を設置すると。そういうような方向が今後可能かどうかということも、当然また考えていかんにかいけんのかと思います。確かに右田地区は、小野の一部もたしか、そうなんです。確かに長いので、議員おっしゃるように距離的にはそのぐらいあるんじゃないかと思ひます。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） 今、回答いただいたような状況にあるわけ。それで、ぜひ、冒頭の回答の中で、区割りとか投票所の増というものを具体的に検討していきたく、こういう回答がありましたので、今、私はたまたま右田に住んでおりますので右田の例を取り上げたわけ。ごさいます。よそにもそんな、例えば行って駐車場がないとか、あるいは行くのに遠いとか、いろんな事例があると思ひます。そういうことで、ぜひその辺のことを、改善を求めてもらいたいということの要望でございます。

それとまだほかにいろんな要因というのはあると思ひます。当日は、また今回は特に天候も悪かった。これも一つの、投票率が下がった要因の一つに数えられるかもわかりませんが、ほかに市街地と非市街地、この辺の人口構成の問題とかいろいろあると思ひますが、総体的に投票に行きやすい環境づくりということを考えてもらいたいということで、1点目の投票率の向上対策についての質問を終わります。

それじゃ、2点目の質問に入らせていただきます。

次に、2点目の大項目のメガソーラーシステムの設置、導入についてお尋ねいたします。

一昨年3月11日の東北大震災における原子力発電所の事故以来、自然エネルギー問題が大きく取り上げられております。私もそれ以前から、家庭用の小型風力あるいは家庭用太陽光発電システムの問題を取り上げ、数回にわたって質問をしてきております。特に東北大震災、原発事故後は、大量の自然エネルギーというか、クリーンエネルギーの発電が可能なメガソーラーシステムの導入についても、2011年12月の議会で質問させてもらっております。ちょうど1年前になると思ひますが。

時あたかも去る11月に、防府市でメガソーラー発電事業実施がされるとの新聞報道がなされました。そして11月21日付で報道資料提供として、実施協定の締結、調印式の

内容が私たちにも配付されております。このことは非常によいことであり、歓迎すべきことだと思っております。

その事業概要等を見てみますと、設置場所は牟礼津崎沖の一般廃棄物最終処分場、その跡地の第1及び第3工区で、面積は約3万平方メートル、パネル数8,000枚の発電出力で約2,000キロワット、年間発電量約220万キロワットの、一般家庭で約600所帯分であるというふうにされております。そして操業開始は平成25年の8月、約1年2カ月後で、土地の賃貸借期間は20年間であると。目的は、防府市が所有している一般廃棄物最終処分場跡地の有効利用を図り、また市が標榜する自然への優しさと暮らしの安全を大切にすまちづくりを実施するために、「多彩な魅力が輝き、未来に発展すまち」に大きく貢献するメガソーラー発電事業を誘致しますというふうになっております。あわせて、国策である再生可能エネルギーの普及を促進しますというふうになっております。そこでお尋ねいたします。当メガソーラーシステムの設置に至った経緯をお知らせ願いたいと存じます。

以上で2点目の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 執行部の答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、本市は平成24年11月26日に、埼玉県さいたま市を拠点とする液化石油ガス販売を主として行われる、グループ社員2,000名を擁する株式会社サイサンと東京都に本社を置く太陽光発電コンサルタント森和エナジー株式会社の2社共同事業体との間で、大規模太陽光発電事業、いわゆるメガソーラー発電事業を本市において実施する協定を締結いたしました。

この協定によりまして、本市が所有する土地のうち、長年遊休地となっておりました牟礼津崎沖一般廃棄物最終処分場跡地、第1工区及び第3工区跡地に、発電出力2メガワット、年間発電量約220万キロワット時を誇るメガソーラー発電所が設置されることが決まりまして、今後、発電用地の形質変更や電力網への連系等の事務手続が円滑に進めば、来年8月から発電が開始されることとなっております。

本件用地の貸付期間は20年、貸付料は1平方メートル当たり年額300円としておりますので、市には土地貸付料として年間900万円、また固定資産税の一つである償却資産税が初年度でおおよそ500万円入ることになります。

今回の協定によりまして、これまで利活用に苦慮しておりました遊休地から、20年間全体で2億円を超える貸付料等を得ることとなりますので、市有財産の有効な活用が図ら

れたと考えております。

ちなみに、再生可能エネルギー固定価格買取制度、調達価格等算定委員会の買取価格等の検討におきまして、土地の使用料は1平方メートル当たり年額150円として試算されておりますので、この金額を大きく下回る使用料での契約が大勢を占めている現時を考えると、300円という貸付料は、本市にとってまことにありがたい、大変よい条件であると言えます。

さて、このメガソーラー発電事業の実施協定の締結に至る経緯でございますが、本年、平成24年5月に、森和エナジー株式会社さんから、株式会社サイサンと共同してメガソーラー発電事業を実施するので、日照のよい西日本で発電条件のよい土地を探しているという内容の情報並びに問い合わせがございました。

その後、西日本各地を調査された森和エナジー株式会社から、本市の所有する牟礼津崎沖一般廃棄物最終処分場跡地が土地の形状もよく、また日照時間も長いために、メガソーラー発電事業に適しており、発電所用地としてお貸しいただきたいとの申し出が本市にございました。

本市はこれまで、さまざまな法規制がございます一般廃棄物処理場跡地に、メガソーラー発電施設やそれに類する施設を設置することの検討を行ったことがございませんでしたので、まず、この分野の指導監督をしている山口環境保健所と協議することにいたしました。

幾度かの協議を行った後、本年10月に入りまして、山口環境保健所から、県の指導のもと、廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「土壤汚染対策法」、「最終処分場跡地形質変更に係る施行「ガイドライン」を遵守し、施設の設置を進めるのであれば、メガソーラー発電事業は可能であるとの報告を受けたものでございます。

中国電力株式会社の送電網に発電した電気をつなぐ電力連系につきましても、事前相談において、電力の十分な空き容量が確認されまして、本年10月末には株式会社サイサンと森和エナジー株式会社の共同事業体から中国電力株式会社に、正式な連系申請が提出されております。手続が順調に進めば、平成25年2月か3月には連系の許可がおりるという状況になっております。

また、株式会社サイサンと森和エナジー株式会社からの共同事業体からは、本市の財務規則に定める貸付料を大きく超える土地の賃借料が提示されまして、発電所を20年にわたり運営していけるかどうかを判断する資料といたしまして、企業の財務情報や業務内容も漏れなく開示していただいております。

こうしたことや、再生可能エネルギーの平成24年度分の買取価格適用期限が平成

25年3月に迫っていることなどを考え合わせました結果、株式会社サイサンと森和エナジー株式会社の共同事業体に、本市の所有する遊休地をお貸しして、メガソーラー発電事業を実施していただくとの最終的な判断に至ったところでございます。

本市といたしましては、総合計画に掲げる「自然環境への優しさと暮らしの安全を大切にするまちづくり」の実現と「多彩な魅力が輝き、未来に発展するまち」に大きく貢献するメガソーラー発電事業が、遊休地の有効利用が図られる形で実施されることになり、大いに喜んでいるところでございます。

今回のメガソーラー発電事業を今後の市政に生かしていくため、再生可能エネルギーの普及促進や環境モデル都市としての発信を行っていくことのみならず、この施設を本市の新しい観光名所、環境保全のシンボルとして多くの方々にごらんいただくなど、本市の活性化につながる工夫をしてまいらねばならないと考えているところでございます。

議員におかれましては、本市初のメガソーラー発電所の設置につきまして、何とぞ今後も御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） それでは再質問させていただきます。

まず、私がこのことについてお尋ねしたかった経緯というのは、私はちょうど1年前、2011年12月にメガソーラーシステムを防府市も自然エネルギー、環境の面からも率先して誘致に努めたらどうかというような質問をしたときに、たしか議事録を読みますと、メガソーラーシステムは雇用人員が少ないので、そういうものは考えておらないとか、消極的な回答であったと思います。それで今回、ちょうど1年後、この導入決定されたのはそれよりちょっとまだ前でしょうから、10カ月ぐらいですか、後だと思いませんけれども、そういう報道がされて、ちょっと驚いたわけでございます。

今、市長のほうから、貸付料が平米当たり300円と、それから貸付料として年間900万円が市に入ってくると、こういう御回答でございました。それで、これは財務規則による規定よりもよい貸付料であるということでございますけれども、普通財産の貸付料とか貸付条例とか、この料率によって計算した場合にはどのぐらいの金額になるのか、お答えください。わかれば。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 財務規則に従って貸し付けた場合の金額との比較でございますけれども、正確にはちょっとまだ計算しておりませんが、約半分ちょっと上、超えるぐらいの額が、いわゆる財務規則による貸付料になるんじゃないかと、このように思っています。だから、百五、六十円ぐらいになるのではないかなと、平米当たり、と考えており

ます。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） 通常の財務規則による料率であれば、これが150円程度が入ってくるはずだけれども、今回、株式会社サイサン、森和エナジーは提示してきて、これで貸し付けるということになったということによろしゅうございますか。

それと、固定資産の償却資産が初年度500万円ということで、20年間、このまま継続したとすれば、500万円ですから10年で5,000万円、20年で1億円という計算になるわけですね。償却資産の分が。それで貸付料が残り、総収入が2億円ということでしたので、残り1億円ぐらいになるんですか、ということでございます。そういうことですね。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 大ざっぱでございますけれども、この太陽光発電システムの法定耐用年数というのが大体17年というふうに聞いております。そうしたところで今、償却資産の関係ですけれども、設置当初は500万円ぐらいでございますが、これは当然、定額的に目減りしていきますので、だんだん下がっていくこととなります。17年間で計算すると4,000万円ぐらいという概算で全体を把握しているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） それと、昨年12月の議事録で、市長がこういう答弁をされております。一番最初の市長の答弁で、その時点で、メガソーラーシステムに取り組んでおられる民間の方と私も実は面談をさせてもらっておりますと。こういうようなことで、最後になる述べられまして、私が先頭に立って、そういう方々との出会いもつくっているところでございますという答弁をされておりました。その当時の業者というか、相手方と今の11月に出てきたこの分とは違うということによろしゅうございますか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 当初、メガソーラーあるいは太陽光発電なるものは塩害に大変弱いんじゃないかというようなことを二、三年前からしばらく言われておりました。私のところに再三お話がございました企業や個人の方のお話のときには、塩害対策がいつもネックになっていたわけですが、今回のこのサイサンさんと森和エナジーさんとのお話は、塩害については全くもう1年、2年前とは感覚が変わってきているということで、何ら問題はないというような展開に実はなっていました。したがってお尋ねの1年、2年前の個人的に接した方々ではございません。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） それと、今回の津崎沖の最終処分場跡地、今、予定されてるのが第1工区とそれから第3工区でございますよね。ここを私は最近見てなかったんですが、数年前に私、ここに工場というか企業誘致の話を質問させてもらったときに、ここも見たんでございますが、沖合が土坡というか、そのままきっちりした堤防がなかったと思うんですが、その辺については、今、市長、塩害ということもおっしゃいましたけれども、そういう形状で相手方は了解したということで今回の契約に至ったというふうな理解でよろしゅうございますか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 津崎沖の一般廃棄物最終処分場でございますけれども一応コンクリート堤岸、4メートルぐらいの高さはあるかと思いますが、整備されておる状況でございます。だから、いわゆるメガソーラーシステムを設置するのに支障はございません。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） それじゃ、この項の質問は最後にしたいと思いますが、私、ちょっとそのときの認識と、その堤防があったかなというふうに思っておるわけでございますが、両者がそれで一致したということであれば、これは契約ですからいいというふうに思っております。

それと、私がメガソーラーのことについてもそういう防府市が環境都市を目指すなら、ぜひとも、どんどん、市のほうから積極的に企業に働きかけて、工場誘致も含めてこういうものを導入するよというということで、昨年12月は結んでおるわけでございますが、このこと自身は大変いいことです。それで今、第2工区が残っておるわけでございますが、ここでそういう企業が進出したいという意向があったときには、受け入れをしていきたいという考えがあるのかどうか、お尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 今、第1と第3工区を借りていただくことになりましたが、先般、両社の社長とお目にかかりました折に、第2工区についても条件整備を図った上で借りれる方向で進めていきたいと、こういうようなお話も頂戴いたしておりますので、そのようなお話が具現化した折には積極的に対応してまいりたいと思っております。

また、今回、こういう朗報にまでこぎ着けることができましたのも、ひとえに本市の企画政策課の職員があらゆるネットワークを通じて、アンテナを張りめぐらせていく中で、そういう情報をゲットできたということでございますので、その辺の努力をひとつ多としてやってもらいたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） それじゃ、これからも積極的にこういう、いいことというのは積極的に進めたいという前向きな回答だというふうに解釈いたしまして、次の質問に入りたいと思います。

3点目の質問でございます。

3点目の質問は、昨日実施された衆議院議員選挙の結果、判明によって、議員内閣制のもと、国の予算編成あるいは考え方にも変化が生じると考えられます。確実に言えることは、国の予算編成がおくれるということだと思えます。市長は、去る10月の29日に発表された25年度の防府市予算編成方針の中でこう述べられております。

8月17日、平成25年度予算の概算要求組替え基準についてを閣議決定し、当面の財政運営に当たっては、財政健全化目標の達成に向け中期財政フレームの歳出の大枠71兆円を遵守しつつ、日本再生戦略を踏まえた経済の再生、成長に向けた大胆な予算の組み替えにより、成長と財政健全化の両立を図るとともに、引き続き行政の効率化、簡素化に徹底して取り組むとしている。それから本文がずっと長く続きますが、最後の締めくくりで、最後に、なお混迷を続ける国政の先行きは極めて不透明な状況にあり、今後、国の予算編成や政策の動向を注視していく必要がある。このように述べられております。

きのうの衆議院議員選挙の結果、国は直ちに補正予算を組むのではないかとか、あるいは新年度予算は暫定予算でいくんじゃないかとか報じられております。

そこでお尋ねでございますけれども、国の予算編成がおくれることは確実なわけですから、10月29日に出された25年度の予算編成作業に対する、防府市に対する影響はあるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

最初に、新年度の予算の編成状況について御説明申し上げます。

平成25年度の予算につきましては、10月29日に発表いたしました予算編成方針におきまして、財政見通しが厳しい中においても、不断の行財政改革により財政の健全性を堅持しつつ、第四次防府市総合計画に掲げた防府市の将来都市像「人・まち元気 誇り高き文化産業都市 防府」を築くための諸事業に引き続き取り組むとともに、平成25年4月1日施行の「防府市参画及び協働の推進に関する条例」の理念にのっとり、「市民が主役のまちづくり」をさらに推進する予算とすることを掲げまして、各部課長に対し、環境、観光、教育そして防災、ローカルマニフェストを最重要施策として位置づけ、これま

での成果を生かしながら個々の事業の結びつきや効果など、戦略性のある施策を展開することなどの3つの基本方針により新年度予算を編成するよう指示いたしましたところでございます。

現在は、この方針に基づき、各部局から提出された予算要求により編成作業を進めているところでございますが、今後のスケジュールといたしましては、来年1月中旬に実施いたします私の最終審査の後、2月下旬には平成25年度当初予算案の発表を予定いたしております。

議員御案内のとおり、昨日、衆議院議員総選挙の投開票が実施されました。国の予算編成につきましては、今後、発足する新内閣のもとで進められることとなります。このような国政の状況におきましては、国の予算編成作業は例年よりおくれを来し、予算案や地方交付税の総額を盛り込んだ地方財政計画などは、国から示される時期が例年より遅くなると予想されるところでございます。

本市といたしましては、今後の国の動向を注視し、情報収集に努めながら、基本的には、従来どおり、2月下旬の平成25年度当初予算案の発表及び3月定例市議会への上程に向けて編成作業に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、今後、国において緊急に経済対策などの新たな施策が示された場合につきましては、必要に応じて、直ちに補正予算を計上するなどの対応をしてみたいと存じますので、議員の皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） 今、市長から答弁いただきました。防府市の財政状況、見通しが苦しい中ではあるが、やることはやる、削るところは削ると、こういうようなお答えだったと思います。

それで、国は、私が質問の当初、言いましたように、地方と違って議員内閣制という制度のもと、報道等によると組閣はこの25日か、あるいは26日か、組閣されるというような報道でございます。きのうの選挙結果を見て、おおよその方向性というものは、今まで選挙を戦われる各政党の主張というか、方向性の中でわかるわけでございますが、25日か26日になされる組閣内容によって、国の行き方、方向性もはっきりしてくるであろうというふうに思います。それによって、市長の答弁をかりますと、国がその方針を出したときにはその方針にたがうことなく防府市の予算、通年予算というものは通年予算でやっていくけれども、別の方向でいったときにはその方向性についてゆくというような御回答であったというふうに思いますが、そういうことでいいのかどうか確認いたしま

す。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） そのとおりでございます。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○14番（重川 恭年君） それでは、1月中に市長査定を終わって、2月の下旬に当初予算の発表、そして3月議会に通年予算は上程していくと、このようなことであろうかと思えます。

そういうことで、今後、国の動向を十分見きわめていただいて、各部局でそれなりの対応をしていただきたいということをお願いいたしまして、私の3番目の質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、14番、重川議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） これをもちまして、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は12月27日午前10時から開催をいたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほど、お願いを申し上げます。

午後2時48分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年12月17日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 和 田 敏 明

防府市議会議員 藤 村 こ ず え